

法 学 号 外  
平成 28 年 4 月 1 日

各 私 立 学 校 長  
 (中・高・特)  
各 私 立 専 修 学 校 長  
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

青少年雇用対策基本方針の周知について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

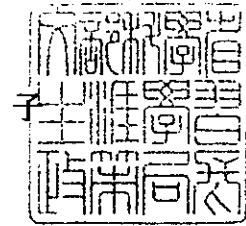
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp



27受文科生第1230号  
平成28年3月25日

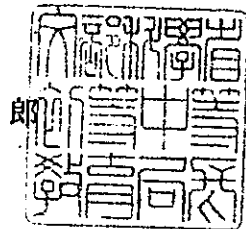
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長 殿  
各国公立大学長  
各公立短期大学長  
各国公立高等専門学校学校長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省生涯学習政策局長  
有松育



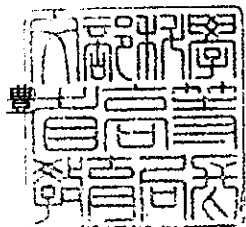
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次



(印影印刷)

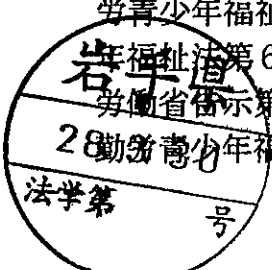
文部科学省高等教育局長  
常盤



(印影印刷)

青少年雇用対策基本方針の周知について (通知)

青少年の雇用の促進等に関する法律 (昭和45年法律第98号) 第8条第1項に基づき、勤  
労青少年福祉法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第72号) による改正前の勤労青少  
年福祉法第6条第1項に基づく現行の第9次勤労青少年福祉対策基本方針 (平成23年厚生  
労働省告示第149号) が、平成28年3月31日をもってその運営期間の期日を迎えることや、  
28勤労青少年福祉法の内容が全面的に改正されたことを踏まえ、平成28年4月1日から平成3



3年3月31日までの5年間の運営期間とする青少年雇用対策基本方針が新たに策定され、平成28年1月14日付けで別添のとおり厚生労働省より告示されました。

本基本方針においては、在学段階からの職業意識の醸成（第2の2（1）等、学校等（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）と都道府県労働局等との連携・協力の下での取組について規定しておりますので、貴職におかれては、本基本方針を職員等に周知いただきますようお願いいたします。（参考として平成27年9月18日付け職発0918第3号・能発0918第13号「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の公布について」を併せて送付します。）

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所管又は所轄の学校等、学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人等に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

**【本件担当】**

生涯学習政策局

参事官（連携推進・地域政策担当）付連携協力第二係

03-5253-4111（内線3253）



職発0114第13号  
能発0114第2号  
平成28年1月14日

文部科学省生涯学習政策局長 殿  
文部科学省初等中等教育局長 殿  
文部科学省高等教育局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
(公 印 省 略)  
厚生労働省職業能力開発局長  
(公 印 省 略)

#### 青少年雇用対策基本方針の策定について

日頃より若年者雇用行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第8条第1項において、厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針として、青少年雇用対策基本方針を策定することとされています。

今般、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）により、平成28年度から平成33年度までの5年間を運営期間とする青少年雇用対策基本方針を新たに策定し、本日付けで告示され、平成28年4月1日から適用されることとなりました。

本基本方針においては、在学段階からの職業意識の醸成（第2の2（1））等、学校等と都道府県労働局等との連携・協力の下での取組について規定しておりますので、貴職におかれましては、本基本方針の趣旨に十分御配慮の上、各中学校、高等学校、大学、専修学校及び各種学校等への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

## 趣旨

- ・ 「青少年の雇用の促進等に関する法律」第8条第1項に基づき、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する施策の基本となる「青少年雇用対策基本方針」を厚生労働大臣が策定(平成28年4月1日より適用)
- ・ 本方針の運営期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とする
- ・ 第9次勤労青少年福祉対策基本方針(平成23年厚生労働省告示第149号)は廃止する

## 基本方針の概要

はじめに

第一 青少年の職業生活の動向

一 青少年を取り巻く環境の変化

二 青少年等の現状

第二 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに

職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項

一 青少年雇用対策の方向性

二 学校卒業見込者等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援

(一) 在学段階からの職業意識等の醸成

- ① キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援
- ② 関係者の連携によるキャリア教育推進の基盤整備
- ③ 労働法制に関する知識等の周知啓発

(二) マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への

円滑な移行、適職の選択及び職場定着のための支援

- ① 学校等から職業生活への円滑な移行のための支援
- ② 既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進
- ③ マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進
- ④ 労働関係法令違反が疑われる企業への対応
- ⑤ 就職後の職場適応・職場定着のための支援

三 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援

四 フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援

五 企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

(一) 青少年の雇用管理の改善に向けた支援

(二) 青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援

(三) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の改善、多様なニーズに

対応した働き方の実現

六 職業能力の開発及び向上の促進

- (一) 職業訓練の推進
- (二) 職業能力検定の活用の促進
- (三) 職業人生を通じたキャリア形成支援

七 ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

八 地域における青少年の活躍促進

九 青少年福祉施策の実施

## はじめに

- ・ 青少年の対象年齢については、第9次方針において「35歳未満」としていたことを踏まえ、引き続き、「35歳未満」とするが、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、概ね「45歳未満」の者についてもその対象とすることを妨げない。
- ・ 法第3条の「青少年である労働者」は、現に働いている者に限らず、求職者やいわゆるニート等の青少年も含まれる。

## 第二 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項

### 二 学校卒業見込者等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援

#### (一) 在学段階からの職業意識等の醸成

- ・ 学校等におけるキャリア教育の推進に当たり、公共職業安定所は、職場体験・インターシップの受入企業の開拓、職業講話の実施等、積極的な協力を努める。職場体験・インターシップが趣旨に沿った適正な形で実施されるよう、事業主等への周知徹底を図る。
- ・ 学校等による主体的な取組がより効果的に推進されるよう、各地域の地方公共団体、労使団体、企業、労働行政等関係機関の連携・協力の際、労働行政の有するキャリア形成に資する資源や手法、人材等を広く提供し、活用の促進を図る。
- ・ 学生・生徒に対して労働法制に関する知識等の周知を図るため、国は、都道府県労働局及び公共職業安定所による講師の派遣、労働法制に関する基礎的な知識をまとめた冊子の提供等を積極的に行う。また、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、労働に関するトラブルに適切に対処できるよう、総合労働相談コーナー等の相談窓口を周知する。

### (二) マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、連職の選択及び職場定着のための支援

- ・ 学校等から職業生活への円滑な橋渡しのため、公共職業安定所が学校等と連携・協力し、地域の学校等や学生・生徒等のニーズに応じた支援を行う。法に基づく認定制度や若者応援宣言事業により、中小企業の情報発信を支援し、企業規模等にとらわれない職業選択を促す。
- ・ 学校卒業見込者の採用枠について、既卒者が学校等卒業後少なくとも3年間は応募できるように努めること等について定めた事業主等指針を活用し、既卒者が正規雇用に応募する機会を広げる取組を促す。
- ・ 募集時に示された労働条件等と労働契約締結時に明示された労働条件等が異なる等のトラブルが発生している現状に鑑み、職業安定法、労働基準法等の労働条件等の明示に関する規定等の周知徹底を図る。また、労働条件等をめぐるトラブル等に対し、行政指導の実施に加え、個別労働紛争解決制度等の周知、公共職業安定所での相談等への適切な対応を行う。
- ・ マッチングの向上のため、法第13条及び第14条に規定する青少年雇用情報の提供について履行確保を図るとともに、公共職業安定所が学校卒業見込者等求人者の申込みを受理するに当たっては、全ての青少年雇用情報の提供を求め、また、公共職業安定所は、青少年雇用情報の求めを行ったことを理由とした不利益取扱いに係る相談等、青少年雇用情報の提供の仕組みが有効に機能するために必要な取組を進める。
- ・ 労働基準法等の法令違反が疑われる企業については、労働基準監督機関等において監督指導等を行うほか、公共職業安定所において、法第11条に規定する求人不受理の措置を着実に実施する。
- ・ 公共職業安定所は、学校卒業見込者について就職後においても相談対応等の職場定着に向けた支援を行うとともに、事業主に対し、個々の状況に応じて助言・指導等により雇用管理の改善を促す。



### 三 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援

- ・ 就職を希望する中途退学者に対しては、中途退学に際して、学校等、公共職業安定所、地域若者サポートステーション等が連携して、就職支援機関、職業訓練機関等に関する情報を提供し、継続的に支援を行う。
- ・ 就職先が決まらないまま卒業した者については、学校等、新卒応援ハローワーク等が連携し、個別支援や面接会の集中的な開催等により、卒業直後の支援の充実を図る。

### 四 フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援

- ・ わかものハローワーク等において、個々のニーズや課題に応じた支援を行い、正規雇用への移行を促進する。
- ・ 事業主に対しては、トライアル雇用、雇成型訓練や企業内での正規雇用への転換の取組など、青少年の正規雇用化に係る積極的な取組を促していく。

### 五 企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

#### (一) 青少年の雇用管理の改善に向けた支援

- ・ 企業の雇用管理の改善に向けて、離職率の高い業種について、雇用管理面での課題分析・改善等を促進するなど積極的な支援を行う。

### (二) 青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援

- ・ 青少年の採用に課題を抱える中小企業の情報発信を支援するため、法に基づく認定制度等を推進し、公共職業安定所等において重点的にマッチングを行う。

### (三) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現

- ・ 所定時間外労働の削減、年次有給休暇・育児休業の取得の促進等、仕事と生活の調和の改善に向けた企業における自主的な取組を促すとともに、仕事と生活の調和のとれた働き方の円滑な導入を促す。

## 六 職業能力の開発及び向上の促進

### (一) 職業訓練の推進

- ・ 公共職業訓練として実施している青少年を対象とした訓練メニューや、雇成型訓練を引き続き推進する。
- ・ 産業界や地域のニーズを踏まえて産学官による地域コンソーシアムを構築し、職業訓練コースの開発・検証を行う。
- ・ 雇用保険を受給できない青少年に対しては、求職者支援制度により早期の就業を引き続き支援する。
- ・ 職業訓練の実施に当たっては、訓練受講前にキャリアコンサルティングを行うことにより、職業能力開発の課題や目標を明確にした上で適切な訓練へ誘導することが重要である。また、訓練中についても、社会人・職業人として必要な基礎的能力の習得や職業意識の醸成を図りつつ、きめ細かな職業指導等を併せて行う。
- ・ 企業内の青少年の育成については、引き続き、助成金、認定職業訓練制度等により必要な支援等を行う。

### (二) 職業能力検定の活用の促進

- ・ 技能検定制度について、青少年を主な対象とした技能検定3級の対象職種の拡大を進めるとともに、学校教育等との連携を通じた青少年に対する積極的な活用促進を図る。
- ・ 今後も雇用吸収力の増大が見込まれ、青少年のキャリア形成上の課題がより顕在化している対人サービス分野等に重点を置いて、業界内共通の職業能力を評価する技能検定の職種の整備等を進める。

### (三) 職業人生を通じたキャリア形成支援

- ・ 求職者だけでなく、在職者も含めた青少年の主体的なキャリア形成を促進するため、教育訓練給付等の各制度の活用、企業への支援等により、青少年が能力開発を行う環境整備に取り組む。
- ・ キャリアコンサルタントの登録制度等を活用し、青少年のキャリア形成支援の機会の拡充に努める。
- ・ 青少年の職業能力開発、就職支援のため、定期的なキャリアコンサルティングやジョブ・カードの活用を促進する。

## 七 ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

- ・ ニート等の青少年に対し、地域若者サポートステーションにおいて、公共職業安定所、地方公共団体等との連携を通じた情報提供等や職場体験の充実を図ることにより就職に向けた支援を行うとともに、就職した者に対する職場定着支援等を実施する。

## 八 地域における青少年の活躍促進

- ・ 国、地方公共団体、事業主、大学等が連携し、地域の募集・求人情報の収集及び提供等の必要な取組を進めることにより、いわゆるUIJターン就職を積極的に支援していく。

○厚生労働省告示第四号  
 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第八條第一項の規定に基づき、青少年雇用対策基本方針を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用することとしたので告示する。なお、第九次労働省青少年福祉対策基本方針（平成二十三年厚生労働省告示第四百十九号）は、同年三月三十一日限り廃止する。  
 平成二十八年一月十四日  
 青少年雇用対策基本方針  
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

目次  
はじめに

第一 青少年の職業生活の動向

- 一 青少年を取り巻く環境の変化
- 二 青少年等の現状

(一) 若年労働力人口の動向

(二) 就業構造の変化及び就業形態の多様化、自立に困難を抱える青少年の増大

(三) 働き方に関する青少年の意識

第二 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項

一 青少年雇用対策の方向性

(一) 在学段階からの職業意識等の醸成

(二) キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援

(三) 関係者の連携によるキャリア教育推進の基盤整備

(四) 労働法制に関する知識等の周知啓発

(五) マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択及び職場定着のための支援

(六) 学校等から職業生活への円滑な移行のための支援

(七) 既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進

(八) マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進

(九) 労働関係法令違反が疑われる企業への対応

(一〇) 就職後の職場適応・職場定着のための支援

(一一) 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援

(一二) フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援

(一三) 企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

(一四) 青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援

(一五) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現

(一六) 職業能力の開発及び向上の促進

(一七) 職業訓練の推進

(一八) 職業能力検定の活用の促進

(一九) 職業人生を通じたキャリア形成支援

(二〇) ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

(二一) 地域における青少年の活躍促進

(二二) 青少年福祉施策の実施

はじめに

勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の制定以来、同法に基づき、福祉施設の設置や余暇活動の振興等、勤労青少年福祉施策が推進されてきた。勤労青少年福祉法が制定された高度経済成長期から、青少年を取り巻く社会経済状況は大きく変化している。少子高齢化が一層進展し、労働力人口の減少が見込まれる中で、次代を担うべき存在として青少年が活躍できる環境整備を行うことが重要な課題となっている。

このため、就職準備段階から就職活動時、就職後のキャリア形成までの各段階において、総合的かつ体系的な青少年雇用対策を行うための初めの法的枠組みとして、勤労青少年福祉法を位置付けることとし、題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）と改めるほか、適職の選択に関する措置等を新たに規定したところである。

この法改正に伴い、従来の「勤労青少年福祉対策基本方針」については、「青少年雇用対策基本方針」として、その名称及び内容を改めることとする。

本基本方針では、青少年の職業生活に関する動向を明らかにするとともに、第九次勤労青少年福祉対策基本方針（平成二十三年厚生労働省告示第四百十九号。以下「第九次方針」という。）策定以降の社会・経済の変化、少子高齢化の進行や青少年に求められる社会の期待等を踏まえ、青少年が仕事、人、社会への積極的な関わりを通じて自信と意欲を備え、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上を通じて継続的なキャリア形成を図り、社会の構成員として自立して健全に成長することを促すため、また、これを支える関係機関の連携による社会的ネットワークの整備を図るため、施策の基本となるべき事項を示すこととする。

青少年の対象年齢については、第九次方針において「三十五歳未満」としていたことを踏まえ、引き続き「三十五歳未満」とする。

ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「四十五歳未満」の者についても、その対象とするのは妨げないものとする。

また、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条及び第三条の規定にあるように、青少年雇用対策は、青少年の意欲や能力に応じて、青少年が有為な職業人として成長するよう、就職支援、職業生活における自立促進等の必要な支援を行うこととしている。なお、法第三条の「青少年である労働者」は、現に働いている者に限らず、求職者やいわゆるニート等の青少年も含まれるものである。

本方針の運営期間は、平成二十八年年度から平成三十二年度までの五年とする。

第一 青少年の職業生活の動向

一 青少年を取り巻く環境の変化

我が国の社会、経済をめぐる環境は、近年目まぐるしく変化している。サービス経済化や知識社会化が一層進み、産業活動や職務の内容は、知識・知恵や高度なノウハウの提供・活用により付加価値を生み出すものに重心を移しつつある。また、アジア市場の拡大等により、経済活動の国際化が一層進展し、世界経済の連鎖が強まっている。

このような社会・経済環境の下で、青少年の雇用動向を見ると、青少年人口が減少局面にあっても、若年層の完全失業率は他の年齢層と比較しても高い水準にある。

こうした中、学校等の新規卒業予定者（以下「学校卒業見込者」という。）の就職環境はいわゆるリーマンショック後の悪化から回復する一方で、いわゆるフリーターと言われる不安定就労を繰り返す者や、いわゆるニートと言われる若年無業者の数も高水準で推移しており、ニートの該当年齢層人口に対する比率（無業率）は、おおむね上昇傾向にある。

大学への進学率は、引き続き上昇傾向にあり、平成二十一年以降はおおむね五十パーセントを超える水準にある。その一方で、各学校教育段階での中途退学者が相当程度の頻度で発生し、これらの者がその後、いわゆる非正規雇用となる割合が高くなるとともに、就職先が決まらないまま卒業した者や卒業後に非正規雇用となる者も一定数存在しており、継続的なキャリア形成実現を図ることが困難な状況となっている。

以下、これらの青少年の職業生活の動向について、より具体的なデータに基づき概観する。

二 青少年等の現状

(一) 若年労働力人口の動向

少子高齢化が進展する中で、十五歳から三十四歳までの若年労働力人口は減少が続き、平成二十六年で千七百三十二万人、総労働力人口に占める割合は二六・三パーセントとなつてい

(二) 青少年をめぐる雇用情勢

青少年の完全失業率は、平成二十一年をピークに低下傾向にある。平成二十六年における全体の完全失業率は三・六パーセントと前年比〇・四ポイント低下し、若年層も十五歳から二十

(三) 就業構造の変化及び就業形態の多様化

青少年の就業状況について、産業別の就業者数の構成割合を見ると、平成二十六年では、卸売業及び小売業が一八・三パーセントと最も多く、次いで製造業が一六・四パーセント、近年

一方、二十九歳以下の有効求人倍率は、平成二十六年では、全職業計で一・一倍となつて

学校卒業見込者の就職状況に改善が見られる一方で、学校等から職業生活への円滑な移行が

非正規雇用労働者の給与は、ほぼ全ての世代で正規雇用労働者(期間の定めのない労働契約

の下の、いわゆるフルタイムで労働する者)の給与を下回り、年齢による変化がほとんどないこ

また、二ト数は、平成十四年以降六十万人台で推移し、平成二十六年には初めて六十万人

(四) 働くことに関する青少年の意識

青少年にとっての働く目的を見ると、「新入社員(働くこと)の意識」調査(平成二十七年)に

また、「能力開発基本調査(平成二十六年度)」によれば、職業生活設計に関して、会社に提示

第二 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する

施策の基本となるべき事項

一 青少年雇用対策の方向性

若年期は、生涯にわたるキャリア形成のスタートとして重要な時期であり、青少年が安定した

青少年は心身ともに成長過程にあり、一般的に人生経験や職業経験が少ないことから、自らの適性を理解した上で適職選択を行うことについて、他の年齢層に比べて未熟な面があり、マッチング向上等のための積極的な支援が求められる。

具体的には、学校等から職業生活への移行を円滑にするために在学段階から職業意識の形成を行うとともに、就職活動段階においては、マッチングの向上等を図り、学校卒業見込者等が早期に離職することなく、最初の職場で集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。その際、青少年が多様な情報から必要な情報を選択して判断することに課題が見られることから、情報面での支援に留意する。

また、学校等の中途退学や就職先が決まらないまま学校等を卒業したことにより、学校等とのつながりがなくなり、適切な就職支援が受けられず不安定な就業を繰り返す、あるいは、就職への意欲を失ってニートと呼ばれる状態に陥るといった課題を踏まえ、個人の事情に配慮した支援を行う。

青少年雇用対策の推進に当たっては、事業主、学校等、地方公共団体、労働行政機関やその他関係行政機関、職業紹介事業者、募集情報提供事業者、職業訓練機関、地域の青少年支援機関等の関係者が連携・協力し、社会全体で取組を進めていくという観点が必要である。

二 在学段階からの職業意識等の醸成

在学段階は、社会・職業生活への移行の前段階である。職業生涯における初期キャリアの形成に向け、勤労観・職業観などの職業意識といった将来の進路決定・就職に向けた基盤が形成される重要な時期である。

文科科学行政においても、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成二十三年一月中央教育審議会答申）により、「キャリア教育は、キャリアが子ども・若者の発達段階やその発達課題の達成と深くかかわりながら段階を追って発達していくことを踏まえ、幼児期の教育から高等教育に至るまで体系的に進めること」、「職業能力の開発・向上の促進等を担う厚生労働省等の関係府省間での連携・協力を図ること」等の方針が示されるとともに、大学設置基準等が改正され、全ての大学等に社会的・職業的の自立に関する指導等の実施のための体制整備が求められることとなった。

また、学校等の卒業者の早期離職や一定数の青少年がフリーター、ニート等になっていることなど、学校等から社会・職業生活への移行が必ずしも円滑に行われていない状況が見られる中、社会に出てから顕在化するこれらの問題に対する事後的な対応にとどまらず、未然に防止するための対策としても、在学段階から次の①から③まで等の体系的なキャリア形成支援の充実が求められる。

① キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援

青少年が適職選択を行うためには、自らの適性と興味・関心、職業との関わり等に対する理解が前提となることから、在学段階から職業意識の形成支援を行うことが重要である。学校等におけるキャリア教育の推進に当たり、公共職業安定所は、職場体験・インターンシップの受入企業の開拓、地域の様々な産業で働いている社会人を講師とした職業講話及び自己理解や仕事理解を深める授業やガイダンスの実施、青少年が希望する地域の職業情報・雇用情報の提供等、積極的な協力に努める。

なお、職場体験・インターンシップは、キャリア教育の一環として行われることが基本であり、その趣旨に沿った適正な形で実施されるよう、事業主等への周知徹底を図っていく。キャリア教育の推進に当たっては、学生が、インターンシップ、キャリア教育等の状況、自らの目標等を記入するキャリア・プランニングのツールとしてジョブ・カードを活用することが求められている。このため、関係各府省と連携して、在学段階からジョブ・カードが活用されるよう、利用の促進・周知を図っていく。

ものづくり分野をはじめとする幅広い職業について理解を深め、就職前段階で適切な職業意識を持てるよう学校等と公共職業能力開発施設の連携により、学生・生徒等に対するものづくり体験や技能講習会等の実施を進める。

保護者に対しても、保護者が時代に合った職業観を持ち、学校等におけるキャリア教育や学生・生徒自身の主体的な職業意識の確立について理解・協力してもらいたいことが望まれる。関係者の連携によるキャリア教育推進の基盤整備

初等中等教育及び高等教育の各学校等による主体的な取組により効果的に推進されるよう、その基盤として、各地域の地方公共団体、労使団体、企業、労働行政等関係機関の連携・協力が不可欠である。

その際、職業適性や興味に関する各種検査の活用、詳細な職場情報や地域の企業情報の提供、キャリアコンサルティング等の専門人材の活用、ジョブ・カードの普及等、労働行政の有するキャリア形成に資する資源や手法、人材等を広く提供し、活用を促進を図ることも重要である。

③ 労働法制に関する知識等の周知啓発

青少年の就職活動時や就職後のトラブルの防止のためには、労働法制に関する知識等の理解を深めることが重要であり、都道府県労働局等と学校等との連携・協力により、学生・生徒に対して労働法制に関する知識等の周知を図ることが求められる。このため、法において、学生・生徒に対する労働に関する法令に関する知識の付与について規定されたことも踏まえ、国は、都道府県労働局及び公共職業安定所による講師の派遣、労働法制に関する基礎的な知識をまとめた冊子の提供等を積極的に行うとともに、学校等に對しては、職場体験・インターンシップの実施の前夜や学生・生徒の進路決定の際など、適切な機会を捉えた労働法制に関する知識等の付与に係る取組の周知を図る。

さらに、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、労働に関するトラブルに適切に対処できるよう、都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナー等の相談窓口を周知する。

(二) マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択及び職場定着のための支援

我が国の若年失業率は、国際的に見て相当低い水準に留まっているが、その背景には、学校等の卒業前に就職先が決定し、企業で継続的に人材育成を行う学校卒業見込者の一括採用があると考えられる。この仕組みは、事業主にとっても学校卒業見込者にとってもメリットがあり、一定の合理性を持つ雇用慣行として我が国で広く定着してきたところである。

① 学校等から職業生活への円滑な移行のための支援

学校等から職業生活への円滑な移行のため、公共職業安定所が学校等と連携・協力し、ジョブサポーターによる大学等への出張相談、就職支援セミナー等、地域の学校等や学生・生徒等のニーズに応じた支援を行う。

特に、採用意欲が高く、青少年の雇用管理が優良な中小企業と、大企業志向の強い学校卒業見込者等との間にミスマッチが存在している状況等を踏まえ、法に基づく認定制度や若者応援宣言事業により、中小企業の情報発信を支援し、企業規模等にとらわれない職業選択を促す。その際、大企業や知名度の高い企業を子どもに推奨する傾向があると言われる保護者の意識への働きかけも求められる。

卒業間近になっても内定を得られない学生・生徒に対しては、卒業までに内定を得られるよう、関係府庁との連携の下で、新卒応援ハローワーク等において毎年一月から三月までの期間に集中的に就職支援を行うとともに、就職先が決まらないまま卒業した者に対しては、公共職業安定所は、学校卒業見込者等に対して就職支援を行う際に、トラブルに巻き込まれた際の相談窓口（都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナー等）について周知啓発を図る。



② 既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進

学校卒業見込者の一括採用の仕組みについては、事業主にとっては、職業経験のない学校卒業見込者を集団的かつ集中的に正規雇用労働者として採用し、長期雇用の下でOJT(業務の遂行の過程内において行う職業訓練)等の企業内での訓練を実施しながら必要な知識・技能を習得させていくこと等が効果的であること、学校卒業見込者にとっても失業状態を経ることなく円滑に社会・職業生活に移行できること等のメリットがあり、一定の合理性を持つ雇用慣行として広く定着してきているところである。

③ マッチングの向上のための取組

マッチングの向上のためには、労働条件等に加えて、職場の就業実態に係る情報が提供される環境の整備が重要である。このため、法第十三条及び第十四条に規定する青少年雇用情報の提供について履行確保を図るとともに、公共職業安定所が学校卒業見込者等求人(法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人という。以下同じ)の申込みを受理するに当たっては、求人者に対して、全ての青少年雇用情報の提供を求めていく。

④ 労働関係法令違反が疑われる企業への対応

労働関係法令違反が疑われる企業については、労働基準監督機関等において監督指導等を行っていくほか、社会的影響力の大きい企業については、労働基準監督機関が是正を指導した段階で企業名を公表するなど、実効性のある取組を行っていく。また、公共職業安定所において、労働基準監督機関等との連携の下、法第十一条に規定する求人不受理の措置を著実に実施していく。

⑤ 就職後の職場適応・職場定着のための支援

公共職業安定所は、学校卒業見込者等について就職後においてもその状況把握に努め、職場適応のための相談対応等、職場定着に向けた支援を行うとともに、事業主に対し、個々の状況に応じて助言・指導等により雇用の改善を促していく。青少年の早期離職の防止・職場定着の促進を図る観点からも、メンタルヘルス対策の充実を図り、青少年が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる職場環境を整備していく。

三 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援

学校等が中途退学し、又は就職先が決まらないまま卒業したことを理由として、学校等から社会・職業生活への円滑な移行ができなかった者等については、個々の事情に配慮しつつ、希望に応じた就職支援等を行っていくことが必要である。中途退学者の中には安定的な就労に困難を抱える者が多い状況に鑑み、就職を希望する中途退学者に対しては、中途退学後に各支援機関の支援の谷間に陥ることのないよう、中途退学に際して、学校等、公共職業安定所、地域若者サポートステーション等が連携して、就職支援機関、職業訓練機関等に関する情報を提供し、継続的に支援を行っていく。

四 非正規雇用労働者の現状等に関する情報を青少年に提供することを含め、主体的に職業選択やキャリア形成を行えるように支援していく。

不本意ながら非正規雇用で働いている青少年も多いことを踏まえ、わかものハローワーク等において、個々のニーズや課題に応じて的確な就職支援を行うためのキャリアコンサルティング、就職活動の方法に関する助言・指導のほか、職業相談・職業紹介、職場定着や適切な職業訓練への誘導等の支援を行い、正規雇用への移行を促進していく。また、地域のニーズに応じた多様な就職支援メニューをワンストップで提供する取組(ジョブカフェ)など、都道府県等が中心となって、地域の関係機関との連携の下で青少年が利用しやすいサービスの提供を推進していくことが期待される。

五 企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

青少年の雇用の改善に向けた支援。青少年の適切なキャリア形成の実現のためには、早期離職の防止の観点から入口段階でのマッチングの向上のための取組に加え、青少年の能力や経験に応じた適切な待遇を確保するなど、企業内での適切な雇用の管理を促進することが課題となっている。また、青少年にとって魅力のある職場となるよう、学校卒業見込者等募集(法第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等募集をいう。)及び学校卒業見込者等求人に当たって提供する青少年雇用情報の内容の充実や、法に基づく認定制度に係る認定の取得に向け、各企業において自主的に雇用の改善が図られることが期待される。

このため、企業の雇用の改善に向けて、離職率の高い業種について、雇用の管理面での課題分析・改善等を促進するなど積極的な支援を行う。

(一) 青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援

青少年の雇用管理に積極的に取り組むながらも、知名度等の点から青少年の採用に課題を抱える中小企業の情報発信を支援するため、法に基づき認定制度等を推進し、公共職業安定所等において重点的にマッチングを行うこと。

(二) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現

青少年が働きがいを持ちながら、ライフステージに沿って、希望に応じた働き方を選べるような環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

具体的には、所定時間外労働の削減、年次有給休暇・育児休業の取得の促進、自己啓発のための時間の確保への配慮等、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の改善に向けた企業における自主的な取組を促していくとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方の円滑な導入の促進を図っていく。

六 職業能力の開発及び向上の促進

(一) 職業訓練の推進

公共職業訓練として実施している日本版デュアルシステム等の主として青少年を対象とした訓練メニューや、企業内での実習と教育訓練機関等での座学等とを組み合わせて実施する雇型訓練を引き続き推進する。また、産業界や地域のニーズを踏まえて産学官による地域コンソーシアムを構築し、就職の可能性をより高めるための職業訓練コースの開発・検証を行い、不安定な就労を繰り返す青少年の安定的な就職の実現等にも活用する。

また、離職後、相当な期間が経過した青少年や一度も就労したことのない青少年など、雇用保険を受給できない青少年に対しては、求職者支援訓練により早期の就業に向け引き続き支援する。

職業訓練の実施に当たっては、対象となる青少年が職業経験の不足等により、職業能力が十分に形成されていない現状にあることに鑑み、訓練受講前にキャリアコンサルティングを行うことにより、職業能力開発の課題や目標を明確にした上で適切な訓練へ誘導することが重要である。また、訓練中についても、コミュニケーション能力の不足、人間関係への不安、仕事への理解不足等、最近の青少年の特徴や抱える課題等を踏まえ、社会人・職業人として必要な基礎的能力の習得や職業意識の醸成を図りつつ、きめ細かな職業指導等を併せて行う。

また、企業内の青少年の育成については、景気の動向や企業の業種等に関わらず、事業主が、中長期的な視点で人材投資を行うことができるよう、引き続き、助成金、認定職業訓練制度等により必要な支援を行う。

(二) 職業能力検定の活用促進

職業に関する知識や職歴がない青少年にとつて、技能検定を中心とした職業能力検定は、目指すべき職業能力開発の明確な指標となるものであり、また、いわゆるキャリアラダー(職務やこれに応じた職業能力をレベルごとに階層化することにより、労働者がはしごを昇るよう)に着実に職業能力を高め、キャリア向上を図る道筋として機能するものを用いることにより、労働者がはしごを昇るよう正かつ客観的に評価されることにつながり、円滑なマッチングに資するものである。

このため、技能検定制度について、青少年のモチベーションの向上やキャリアアップに資するよう、青少年を主な対象とした技能検定三級の対象職種を拡大など、積極的にその設定を進めるとともに、学校教育等との連携を通じた青少年に対する技能検定の積極的な活用促進を図っていく。

また、今後も雇用吸収力の増大が見込まれ、青少年のキャリア形成上の課題がより顕在化している対人サービス分野等に重点を置いて、業界内共通の職業能力を評価する技能検定の職種の整備を進める。

さらに、業界内共通の検定と連関性を持つ実践的な企業単位の社内検定の普及促進を図る観点から、これらの検定に取り組む業界団体や企業等に対する積極的な支援を進める。

(三) 職業人生を通じたキャリア形成支援

青少年の主体的なキャリア形成を図ることは、職業能力開発に対する意欲を高め、豊かな職業人生をもたらす等の効果がある。このため、青少年本人が将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、職業人生を通じてキャリア形成に取り組むことが必要である。

また、求職者だけでなく、在職者も含めた青少年の主体的なキャリア形成を促進するため、教育訓練給付等の各制度の活用、企業への支援等により、青少年が能力開発を行う環境整備に取り組む。

一方、職業経験が少ない青少年の中には、個人でキャリア形成について考えることに課題を抱えている者もいることから、こうした青少年を支える人材として、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づくキャリアコンサルタントの登録制度等を活用し、一層のキャリアコンサルタントの資質の向上を図るとともに、養成を促進すること等により、支援の機会の拡充に努める。

さらに、青少年のキャリア・プランの作成及びこれに基づく職業能力開発、希望に応じた円滑な就職の支援を行うために、定期的なキャリアコンサルティングやキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして見直しを行ったジョブ・カードの活用を促進する。

加えて、仕事をしながら異国での社会生活を体験できるワーキングホリデーや海外留学を行う青少年に対して、その前後の機会等を捉え、キャリアコンサルティングの実施やジョブ・カードの作成を通じて目的意識や海外体験で得た能力の明確化等のキャリア形成の支援を行うことにより、国際化に対応することのできる青少年を育成する。

七 ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

将来の労働力を確保する等の観点から、就業、通学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であつて、職業生活を円滑に営む上での困難を抱えるいわゆるニート等と呼ばれる青少年に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設整備その他の必要な質の高い支援を継続的に提供する。

具体的には、ニート等の青少年の支援の拠点である地域若者サポートステーションにおいて、公共職業安定所、地方公共団体等の関係機関との連携を通じた情報提供等や職場体験の充実を図ることにより就職に向けた支援を行うとともに、就職した者に対する職場定着支援等を実施する。

また、各地域若者サポートステーションが有するノウハウや経験の普及、研修体制の整備や好事例の周知、支援を行う専門人材の育成等に努める。

八 地域における青少年の活躍促進

青少年が希望する地域において就職することができるよう、国、地方公共団体、事業主、大学等が連携し、地域の募集・求人情報の収集及び提供等の必要な取組を進めることにより、いわゆるU・I・ターン就職を積極的に支援していく。

なお、支援の際には、地域における良質な雇用の場の創出のほか、青少年自身による起業等も含めた多様な選択肢があり得ることに留意することが必要である。

九 青少年福祉施策の実施

青少年が自律的に職業生活設計を行い、仕事に対する意識改革に取り組む、充実した職業生活を送ることができるよう地域の関係者の意識啓発等を行うことについては、引き続き重要である。こうしたことから、地方公共団体や、勤労青少年福祉に係る支援機関等が中心となつて、地域の実情を踏まえた、青少年の福祉の増進に係る事業を実施していくことが期待される。





職発0918第3号  
能発0918第13号  
平成27年9月18日

文部科学省生涯学習政策局長 殿  
文部科学省初等中等教育局長 殿  
文部科学省高等教育局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
(公 印 省 略)

厚生労働省職業能力開発局長  
(公 印 省 略)

#### 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の公布について

日頃より若年者雇用行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」については、本年3月17日に第189回通常国会に提出され、同年9月11日に原案どおり可決成立し、本日、平成27年法律第72号として公布されました。この法律は、原則として、平成27年10月1日から施行し、求人の不受理及び青少年雇用情報の提供に関する規定は平成28年3月1日から、職業生活における自立促進のための措置並びにキャリアコンサルタント及び職業能力検定に関する規定は平成28年4月1日から施行することとしています。

これに伴い、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第6条において、「国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第2条及び第3条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」と規定されたことを受け、貴省とも連携の上、青少年の福祉の増進を図るための施策を推進していく必要があります。

そのため、貴職におかれましては、法律の趣旨及び内容について御理解いただきますとともに、各中学校、高等学校及び大学等への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

## 第1 改正の趣旨

少子化に伴い若年労働力人口が減少する中で、次代を担うべき青少年が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいくことができる社会を築くことが、我が国の経済社会の発展を図る観点からも重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずるものである。

## 第2 勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）の一部改正関係

（※ 条番号は平成28年4月1日時点）

### 1 題名及び目的の改正

- (1) 法律の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改めることとしたこと。（題名関係）
- (2) この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とすることとしたこと。（第1条関係）

### 2 関係者の責務及び連携協力

- (1) 事業主は、青少年について、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善、職業の選択に資する情報の提供並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に発揮することができるように努めなければならないものとしたこと。（第4条第1項関係）
- (2) 職業紹介事業者、募集受託者、募集情報提供事業者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならないものとしたこと。（第4条第2項関係）
- (3) 国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないものとしたこと。また、地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、必要な施策を推進するように努めなければならないものとしたこと。（第5条関係）
- (4) 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、青少

年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないものとしたこと。(第6条関係)

- (5) 厚生労働大臣は、(1)、(2)及び(4)に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとしたこと。(第7条関係)

### 3 青少年雇用対策基本方針

- (1) 厚生労働大臣は、現行の勤労青少年福祉対策基本方針に代えて、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針(以下「青少年雇用対策基本方針」という。)を定めるものとしたこと。(第8条第1項関係)
- (2) 青少年雇用対策基本方針においては、青少年の職業生活の動向に関する事項、青少年の適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等を定めるものとしたこと。(第8条第2項関係)

### 4 公共職業安定所が行う職業指導等の充実

公共職業安定所は、青少年の適職の選択を可能とするため、職業経験がないこと、学校を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとしたこと。(第9条関係)

### 5 求人不受理の仕組みの創設

公共職業安定所は、求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをする場合において、その求人者がした労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、職業安定法第5条の5の規定にかかわらず、その申込みを受理しないことができるものとしたこと。(第11条関係)

### 6 国と地方公共団体の連携

国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるように努めなければならないものとしたこと。(第12条関係)

### 7 青少年雇用情報の提供の仕組みの創設

- (1) 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並び

に職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項（以下「青少年雇用情報」という。）を提供するように努めるとともに、学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならないものとしたこと。

（第13条関係）

- (2) 求人者は、学校卒業見込者等求人者の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するように努めるとともに、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならないものとしたこと。（第14条関係）

## 8 基準に適合する中小事業主の認定制度の創設

- (1) 厚生労働大臣は、事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の中小事業主に限る。）からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができるものとしたこと。（第15条関係）

- (2) (1)の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類等に厚生労働大臣の定める表示を付することができることとし、何人もこの場合を除くほか、商品等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとしたこと。（第16条関係）

- (3) 厚生労働大臣は、認定事業主が(1)の基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又は不正の手段により(1)の認定を受けたときは、その認定を取り消すことができるものとしたこと。（第17条関係）

- (4) 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しないものとする。こと。（第18条関係）

## 9 職業訓練等の措置

国は、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用の促進、キャリアコンサルタントによる相談の機会の付与、職務経歴等記録書の普及の促進その他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならないものとしたこと。（第21条関係）

#### 10 職業生活における自立促進のための措置

- (1) 国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であつて、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（以下「無業青少年」という。）に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとしたこと。（第 23 条関係）
- (2) 地方公共団体は、(1) の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるように努めなければならないものとしたこと。（第 24 条関係）
- (3) 公共職業安定所は、無業青少年に適職を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、職業経験その他の求人の条件について指導するほか、無業青少年を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、配置その他の無業青少年の雇用に関する事項について、必要な助言その他の援助を行うことができるものとしたこと。（第 25 条関係）

#### 11 労働に関する法令に関する知識の付与

国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するように努めなければならないものとしたこと。（第 26 条関係）

#### 12 事業主等に対する援助

国は、青少年の福祉の増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならないものとしたこと。（第 27 条関係）

#### 13 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるものとしたこと。（第 28 条関係）

#### 14 相談及び援助

公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができるものとしたこと。（第 29 条関係）

#### 15 船員に関する特例等

船員に関する特例並びに国家公務員及び地方公務員の適用除外について所要の規定を設けたこと。（第 33 条及び第 34 条関係）

## 16 その他

- (1) 所要の罰則を設けたこと。(第 35 条から第 39 条まで関係)
- (2) 勤労青少年の日、都道府県勤労青少年福祉事業計画、勤労青少年福祉推進者、余暇の有効活用、勤労青少年ホーム及び勤労青少年ホーム指導員に関する規定を廃止したこと。(現行第 5 条、第 7 条及び第 13 条から第 16 条まで関係)

### 第 3 職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)の一部改正関係

公共職業安定所が学校と協力して行う職業指導及び職業紹介並びに学校が届出により行う無料職業紹介の対象者に学校を退学した者を追加したこと。(第 26 条第 1 項及び第 3 項関係)

また、公共職業安定所が学校その他の関係者と協力して職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために講ずる措置として、キャリアコンサルタントによる相談の機会の付与を追加したこと。(第 33 条の 2 第 1 項関係)

### 第 4 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)の一部改正関係

#### 1 基本理念の改正

労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとしたこと。(第 3 条の 3 関係)

#### 2 職務経歴等記録書の普及

国は、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする職務経歴等記録書の様式を定め、その普及に努めなければならないものとしたこと。また、国は、その様式を定めるに当たっては、青少年の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上が促進されるように、その特性にも配慮するものとしたこと。(第 15 条の 4 関係)

#### 3 キャリアコンサルタントの登録制の創設

(1) 「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいうものとしたこと。(第 2 条第 5 項関係)

(2) 事業主が必要に応じ講ずる措置として、労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能等の事項に関し、キャリアコンサルティングの機会の確保その他の援助を行うことを追加したこと。(第 10 条の 3 第 1 号関係)

(3) キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とするものとしたこと。(第 30 条の 3 関係)

(4) キャリアコンサルタント試験は厚生労働大臣が行うものとし、厚生労働大臣の登録

を受けた法人に、キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務を行わせることができるものとしたこと。また、登録の要件その他所要の規定を設けたこと。(第30条の4から第30条の18まで関係)

- (5) キャリアコンサルタント試験に合格した者は、キャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができるものとし、その登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失うものとしたこと。また、厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者に、キャリアコンサルタントの登録の実施に関する業務を行わせることができるものとするとともに、指定の要件その他所要の規定を設けたこと。(第30条の19から第30条の26まで関係)
- (6) キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならないものとしたこと。また、キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとしたこと。(第30条の27関係)
- (7) キャリアコンサルタントでない者は、キャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならないものとしたこと。(第30条の28関係)
- (8) 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、必要に応じ、キャリアコンサルタントによる相談の機会の確保その他の援助を行うように努めなければならないものとしたこと。(第23条第4項関係)

#### 4 職業訓練の実施に関する計画策定における意見聴取

厚生労働大臣は、国が設置する公共職業能力開発施設が行う職業訓練等の実施に関する計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとしたこと。(第15条の8第2項関係)

#### 5 職業能力検定の規定の整備

- (1) 技能検定の実技試験の実施方法について、検定職種ごとに厚生労働省令で定めるものとしたこと。(第44条第4項関係)
- (2) 厚生労働大臣は、職業能力検定の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとしたこと。(第50条の2関係)

#### 6 その他、所要の罰則の改正を行ったこと。(第99条の2から第100条の2まで、第102条、第105条及び第105条の2関係)

### 第5 施行期日等

1 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、平成27年10月1日から施行すること。ただし、第2の2の（1）の一部、5及び7は平成28年3月1日から、第2の9の一部及び10、第3の一部並びに第4の3、5及び6は平成28年4月1日から施行すること。

2 厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）の一部改正（附則第15条関係）

職業能力開発に係る都道府県労働局の事務分掌に関する規定を整備すること。（第21条第1項関係）



勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十二号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律

(勤労青少年福祉法の一部改正)

第一条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
青少年の雇用の促進等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 青少年雇用対策基本方針(第八条)
- 第三章 青少年の適職の選択に関する措置
  - 第一節 公共職業安定所による職業指導等(第九条―第十一条)
  - 第二節 基準に適合する事業主の認定等(第十二条―第十六条)
- 第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置(第十七条―第十九条)
- 第五章 雑則(第二十条―第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条―第三十三条)

附則

第一条中「勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年については、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設等の設置等の措置を計画的に推進し、もつて勤労青少年の」を「青少年については、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業(以下「適職」という)の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もつて」に、「図る」を「図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与する」に改める。

第二条中「すべて勤労青少年」を「全て青少年」に改め、「心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に」を削り、「産業」を「経済」に、「担う」に、「かんがみ、勤労青少年が」を「鑑み、青少年が、その意欲及び能力に応じて」に、「すこやかに」を「健やかに」に改める。

第三条中「勤労青少年」を「青少年である労働者」に、「勤労に従事する」を「将来の経済及び社会を担う」に、「もち、みずからすすんで」を「持ち、自ら進んで」に改める。

第四条の見出しを「(事業主等の責務)」に改め、同条第一項中「その雇用する勤労青少年の福祉を増進する」を「青少年について、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に発揮することができる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。)、募集受託者(同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。)、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者(以下「職業紹介事業者等」という)は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着を図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うよう努めなければならない。

第四条第三項を削る。  
第五条を次のように改める。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、地域の実情に応じ、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めなければならない。

第二十条中「第六条第一項、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)、同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)、及び第十九条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)、中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第十三条第二項を「第四条第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第三十九条」とあるのは「第四十四条第二項」と「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第六条中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第七條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第八條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)、中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)、中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。、次条及び第二十三条において同じ。)」と、第十条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十一条中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十二條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十三條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十四條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十五條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、前条に改め、同条を第二十七條とし、同条の前に次の二条を加える。

(権限の委任)

第二十五条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)  
第二十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第十九条第一項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)  
第二十二條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主及び職業紹介事業者等に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(相談及び援助)  
第二十三條 公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

第十八条の見出しを「(事業主等に対する援助)」に改め、同条中「勤労青少年」を「青少年」に、増進するための事業を推進するために「を」の増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十一条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(労働に関する法令に関する知識の付与)  
第二十条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するように努めなければならない。

第四章を削る。  
第五章の章名を削る。  
第十三条及び第十四条を削る。

第十二条の見出し中「勤労青少年」を「青少年」に改め、同条中「勤労青少年」を「青少年」に改め、「昭和四十四年法律第六十四号」及び「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、同条を第十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第十一条の見出しを「(職業能力の開発及び向上に関する啓発活動等)」に改め、同条中「勤労青少年が職業に必要な技能(これに関する知識を含む)」を「青少年がその職業能力の開発及び向上を図る」に、「勤労青少年その他」を「青少年その他」に、「職業訓練に関する啓もう宣伝」を「職業能力の開発及び向上に関する啓発活動」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(職業訓練等の措置)

第十八条 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るため、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用促進、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書の普及の促進その他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

第十条を削り、第九条中「職業安定機関」を「公共職業安定所」に、「勤労青少年」を「青少年」に、「行なうことができる」を「行うものとする」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条、一節及び章名を加える。

(国と地方公共団体の連携)

第十一条 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 基準に適合する事業主の認定等

(基準に適合する事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のものに限る。)からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十三条 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十五条において「認定事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)  
第十四条 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十五条 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で認定事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である認定事業主に対して青少年の募集及び採用を担当する者の募集についての相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五十一条第一項及び第三項、第五十二条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替へるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の一」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項とする。」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十六条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置

第八条の前の見出しを削り、同条中「職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を「公共職業安定所は、青少年が適職に「促進する」を「可能とする」に、勤労青少年その他を「青少年その他」に、「勤労青少年の特性に適した職業指導を行う等」を「職業経験がないこと、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という）を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等」に改め、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「職業指導等」を付し、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 公共職業安定所による職業指導等

第三章の章名を次のように改める。

第三節 青少年の適職の選択に関する措置

第七条を削る。  
第六条の見出しを削り、同条第一項中「勤労青少年の福祉」を「青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等」に、「勤労青少年福祉対策基本方針」を「この条及び第二十四条において「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条第二項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条第一号中「勤労青少年」を「青少年」に改め、同条第二号中「勤労青少年の福祉の増進について」を「青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

第六条第三項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に、「勤労青少年の」を「青少年の」に改め、同条第四項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に、「当たつて」を「当たつて」に改め、同条第五項及び第六項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、第二章中同条を第八条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

第六條 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(指針)

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

本則に次の一条及び一章を加える。

(適用除外)

第二十八條 第四條第一項、第六條、第七條、第十二條から第十六條まで、第十九條、第二十一條及び第二十二條の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第六章 罰則

第二十九條 第十五條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第四項の規定による届出をしない者、労働者の募集に従事した者  
二 第十五條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者  
三 第十五條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第二項の規定に違反した者  
二 第十五條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
三 第十五條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十三條 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第二条 青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十二條」を「第十二條」に、「第二節 基準に適合する事業主の認定等」(第十二條―第十六條)を「第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置」(第十三條―第十四條)に、「第十七條―第十九條」を「第二十二條―第二十三條」に、「第二十條―第二十八條」を「第二十三條―第三十條」に、「第二十九條―第三十三條」を「第三十二條―第三十六條」に改める。

第四條第一項中「改善」の下に、「職業の選択に資する情報の提供」を加え、同条第二項中「職業紹介事業者をいう」の下に、「第十四條において同じ」を、「募集受託者をいう」の下に、「第十三條において同じ」を加える。

第八條第一項中「第二十四條」を「第二十七條」に改める。  
第三十三條中「第二十二條」を「第二十五條」に改め、同条を第三十六條とする。  
第三十二條を第三十五條とする。

第三十一條第一号中「第十三條第二項」を「第十六條第二項」に改め、同条第二号及び第三号中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同条を第三十四條とする。

第三十條第一号中「第十五條第四項」を「第十八條第四項」に改め、同条第二号及び第三号中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同条を第三十三條とする。

第二十九條中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同条を第三十二條とする。

第二十八條中「第十二條から第十六條まで、第十九條、第二十一條及び第二十二條」を「第十五條から第十九條まで、第二十二條、第二十四條及び第二十五條」に改め、第五章中同条を第三十一條とする。

第二十七條中「次条及び第二十三條において」を「以下」に、「第二十一條」を「第十一條中「公共職業安定所」とあるのは、「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令」と、「職業安定法第五條の五」とあるのは、「船員職業安定法第十五條第一項」と、「第十三條第一項中「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令」と、第十四條中「公共職業安定所」とあるのは、「地方運輸局」と、「職業紹介事業者」とあるのは、「無料船員職業紹介事業者」と、第二十四條に「第二十二條」と、「第二十五條第一項」に「第二十三條中」を「第二十六條中」に、「第二十四條」を「第二十七條」に、「第二十五條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同条を第三十條とする。

第二十六条を第二十九条とし、第二十三条から第二十五条までを三条ずつ繰り下げる。  
第二十二條中「及び職業紹介事業者等」を「職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とする。  
第四十一条を第十九条とし、第十八条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とする。  
第三章第二節中第十六条を第十九条とする。  
第十五条の前の見出しを削り、同条第五項及び第六項中「第十五条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前の見出しとして「委託募集の特例等」を付する。

第十四条中「第十二条」を「第十五条」に改め、同条を第十七条とする。  
第十三条第一項中「第十五条」を「第十八条」に改め、同条を第十六条とする。  
第十二条を第十五条とする。  
第三章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置

(青少年雇用情報の提供)

第十三条 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集（次項において「学校卒業見込者等募集」という。）を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項（同項及び次項において「青少年雇用情報」という。）を提供するように努めなければならない。  
2 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集に当たり、当該学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第十四条 求人者は、学校卒業見込者等求人者の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するように努めなければならない。

2 公共職業安定所又は職業紹介事業者は、学校卒業見込者等求人者の申込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。  
第三章第一節中第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(求人者の不受理)

第十一条 公共職業安定所は、求人者が学校（小学校及び幼稚園を除く。）その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者（第十三条及び第十四条において「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした求人者同条において「学校卒業見込者等求人」という。）の申込みをする場合において、その求人者がした労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、職業安定法第五条の五の規定にかかわらず、その申込みを受理しないことができる。

第十三条 青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則（第二十三條―第三十一條）」を「第五章 職業生活における自立促進のため  
第六章 罰則（第三十二條―第三十六條）」を「第六章 雑則（第二十六條―第三十四條）  
第七章 罰則（第三十五條―第三十九條）」に改める。  
第二十三条―第二十五条に改める。

第八条第一項中「第二十七條」を「第三十條」に改める。  
第二十一条中「昭和四十四年法律第六十四号」の下に「第三十條の三に規定するキャリアコンサルタントによる相談の機会の付与、同法」を加える。

第三十六條中「第二十五條」を「第二十八條」に改め、同条を第三十九條とする。  
第三十五條を第三十八條とし、第三十二條から第三十四條までを三条ずつ繰り下げる。  
第六章を第七章とする。  
第三十一条中「第二十四條及び第二十五條」を「第二十七條及び第二十八條」に改め、第五章中同条を第三十四條とする。

第三十條中「第二十四條」を「第二十五條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十七條に、「第二十五條」を「第二十八條」に、「第二十六條」を「第二十九條」に、「第二十七條」を「第三十條」に、「第二十八條第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十三條とする。  
第二十九條を第三十二條とし、第二十三條から第二十八條までを三条ずつ繰り下げる。  
第五章を第八章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 職業生活における自立促進のための措置

(職業生活における自立の促進)

第二十三条 国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であつて、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（次条及び第二十五条において「無業青少年」という。）に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
第二十四条 地方公共団体は、前条の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(求人者等に対する指導及び援助)

第二十五条 公共職業安定所は、無業青少年に適職を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、職業経験その他の求人者の条件について指導するものとする。  
2 公共職業安定所は、無業青少年を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、配置その他の無業青少年の雇用に関する事項について、必要な助言その他の援助を行うことができる。

(職業安定法の一部改正)

第四条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。  
第二十六條第一項中「卒業した」を「卒業し、又は退学した」に改め、同条第三項中「機会」の下に「又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十條の三に規定するキャリアコンサルタントによる相談の機会」を加える。  
第三十三條の二第一項第三号中「昭和四十四年法律第六十四号」を削り、「第十五條の六第一項各号」を「第十五條の七第一項各号」に改める。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第五条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第十五條の五」を「第十五條の六」に、「第十五條の七」に、「第七節 職業訓練指導員等（第二十七條の二―第三十條の二）」を「第七節 職業訓練指導員等（第二十七條―第二十九條）」に、「第五節 キャリアコンサルタント（第二十七條の二―第三十條の二）」を「第五節 技能検定（第四十四條―第五十一條）」に改める。  
第三十條の三―第三十條の二十九に、「第五章 技能検定（第四十四條―第五十一條）」を「第五節 技能検定（第四十四條―第五十一條）」に改める。  
補則（第五十條の二―第五十一條）に改める。

第二條に次の一項を加える。  
5 この法律において「キャリアコンサルタント」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。

職業能力検定  
技能検定（第四十四條―第五十條）に改める。  
補則（第五十條の二―第五十一條）  
第二條に次の一項を加える。  
5 この法律において「キャリアコンサルタント」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。

第三條の二第五項中「職業能力検定」を「技能検定その他の職業能力検定」に改め、同条の次に次の条を加える。

第三條の三 労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとする。

第九條及び第十條の二第二項第一号中「第十五條の六第三項」を「第十五條の七第三項」に改める。

第十條の三第一号中「相談」を「キャリアアコンサルタント」に改める。

第十五條の二第一項第一号中「相談」を「キャリアアコンサルタント」に改め、同項第八号及び第十五條の三中「第十五條の六第三項」を「第十五條の七第三項」に改める。

第十五條の七に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

第十五條の七を第十五條の八とし、第十五條の六を第十五條の七とする。

第三章第二節第十五條の五を第十五條の六とし、第十五條の四を第十五條の五とし、第十五條の三の次に次の条を加える。

(職務経歴等記録書の普及)

第十五條の四 国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする書面(次項において「職務経歴等記録書」という)の様式を定め、その普及に努めなければならない。

2 国は、職務経歴等記録書の様式を定めるに当たっては、青少年の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するように、その特性にも配慮するものとする。

第十六條第四項中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第二十三條に次の一項を加える。

4 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、必要に応じ、キャリアアコンサルタントによる相談の機会の確保その他の援助を行うように努めなければならない。

第二十七條第五項中「第十五條の六第二項」を「第十五條の七第二項」に、「第二十三條第三項」を「第二十三條第三項及び第四項」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第八節 キャリアアコンサルタント

(業務)

第三十條の三 キャリアアコンサルタントは、キャリアアコンサルタントの名称を用いて、キャリアアコンサルティングを行うことを業とする。

第三十條の四 キャリアアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

2 前項のキャリアアコンサルタント試験(以下この節において「キャリアアコンサルタント試験」という)は、学科試験及び実技試験によつて行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キャリアアコンサルタント試験を受けることができない。

一 キャリアアコンサルティングに必要な知識及び技能に関する講習で厚生労働省令で定めるものの課程を修了した者

二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同年以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるものの

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

(登録試験機関の登録)

第三十條の五 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という)に、キャリアアコンサルタント試験の実施に関する業務(以下「資格試験業務」という)を行わせることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 資格試験業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録試験機関に資格試験業務を行わせるときは、資格試験業務を行わないものとする。

(欠格条項)

第三十條の六 厚生労働大臣は、前条第二項の規定により登録の申請を行う者(以下この条及び次条において「申請者」という)が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十條の十五の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 申請者の役員のうち第一号に該当する者がある者

四 申請者の役員のうち第三十條の十二第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者がある者

(登録の要件等)

第三十條の七 厚生労働大臣は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要なる手続は、厚生労働省令で定める。

一 次に掲げる科目について試験を行うこと。

イ この法律その他関係法令に関する科目

ロ キャリアアコンサルティングの理論に関する科目

ハ キャリアアコンサルティングの実務に関する科目

ニ その他厚生労働省令で定める科目

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。

イ 学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ キャリアアコンサルティングに五年以上従事した経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同年以上の知識及び経験を有すること。

イ 資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 資格試験業務に関する規程(試験に関する秘密の保持に関することを含む。以下「試験業務規程」という)に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。

ロ イに掲げるもののほか、資格試験業務の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令で定めるもの

四 債務超過の状態にないこと。

2 第三十條の五第一項の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第三十條の五第二項各号に掲げる事項

(登録事項等の変更の届出)

第三十條の八 登録試験機関は、前条第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

2 登録試験機関は、役員又は試験委員を選任し、又は解任したときは、選滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

(試験業務規程)

第三十條の九 登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、資格試験業務の実施方法、試験に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(資格試験業務の休廃止)

第三十條の十 登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、資格試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十條の十一 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五五條の二において「財務諸表等」といふ)を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならない。

2 キャリアコンサルタント試験を請求する者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(解任命令)

第三十條の十二 厚生労働大臣は、登録試験機関の役員又は試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格試験業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該役員又は試験委員の解任を命ずることができる。

2 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、試験委員となることができない。

(秘密保持義務等)

第三十條の十三 登録試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ)又はこれらの職にあつた者は、資格試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 資格試験業務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十條の十四 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十條の七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(登録の取消し等)

第三十條の十五 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十條の六各号(第二号を除く)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第三十條の五第一項の登録を受けたとき。

二 第三十條の九第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行つたとき。

三 第三十條の九第三項、第三十條の十二第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十條の十、第三十條の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第三十條の十一第二項の規定による請求を拒んだとき。

(帳簿の記載)

第三十條の十六 登録試験機関は、帳簿を備え、資格試験業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第三十條の十七 厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して資格試験業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第三十條の十八 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十條の五第一項の登録をしたとき。

二 第三十條の八第一項の規定による届出があつたとき。

三 第三十條の十の許可をしたとき。

四 第三十條の十五の規定により登録を取り消したとき。

五 第三十條の十五第二項の規定により資格試験業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。

(キャリアコンサルタントの登録)

第三十條の十九 キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる。

2 一次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者



三 この法律及びこの法律に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
四 第三十条の二十二第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者  
3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。  
4 前項の更新に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(キャリアアコンサルタント登録証)

第三十条の二十 厚生労働大臣は、キャリアアコンサルタントの登録をしたときは、申請者に前条第一項に規定する事項を記載したキャリアアコンサルタント登録証(次条第二項において「登録証」といふ)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十条の二十一 キャリアアコンサルタントは、第三十条の十九第一項に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。  
2 キャリアアコンサルタントは、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十条の二十二 厚生労働大臣は、キャリアアコンサルタントが第三十条の十九第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。  
2 厚生労働大臣は、キャリアアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてキャリアアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十条の二十三 厚生労働大臣は、キャリアアコンサルタントの登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。  
(指定登録機関の指定)

第三十条の二十四 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定登録機関」といふ)に、キャリアアコンサルタントの登録の実施に關する事務(以下「登録事務」といふ)を行わせることができる。  
2 前項の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。  
3 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十条の十九第一項、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条の規定の適用については、第三十条の十九第一項中「厚生労働省に」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」とする。

(指定の基準)

第三十条の二十五 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。  
一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に關する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の登録事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。  
三 営利を目的としない法人であること。

(指定登録機関の指定等についての準用)

第三十条の二十六 第三十条の五第三項、第三十条の六、第三十条の八第二項、第三十条の九、第三十条の十、第三十条の十二第一項及び第三十条の十三から第三十条の十八まで(第三十条の十五第二項第五号及び第三十条の十八第二号を除く。)の規定は、第三十条の二十四第一項の指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第三十条の五第三項中「第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、第三十条の六中「前条第二項」とあるのは「第一

三十条の二十四第二項」と、第三十条の八第二項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、第三十条の九第一項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務に關する規程(以下「登録業務規程」といふ)」、同条第二項中「試験業務規程」とあるのは「登録業務規程」と、「実施方法、試験に關する料金」とあるのは「実施方法」と、同条第三項中「試験業務規程」とあるのは「登録業務規程」と、「試験」とあるのは「登録事務」と、第三十条の十二第一項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、「試験業務規程」とあるのは「登録業務規程」と、第三十条の十三第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第三十条の十四第一項中「第三十条の七第一項各号」とあるのは「第三十条の二十五各号」と、第三十条の十五第二項第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、同項第二号中「試験業務規程」とあるのは「登録業務規程」と、同項第四号中「第三十条の十、第三十条の十一第一項」とあるのは「第三十条の十」と、第三十条の十八第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と読み替へるものとする。

(義務)

第三十条の二十七 キャリアアコンサルタントは、キャリアアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。  
2 キャリアアコンサルタントは、その業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。キャリアアコンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第三十条の二十八 キャリアアコンサルタントでない者は、キャリアアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。  
(厚生労働省令への委任)

第三十条の二十九 この節に定めるもののほか、キャリアアコンサルタント試験、キャリアアコンサルタントの登録その他この節の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。  
第五章の章名を次のように改める。

第五章 職業能力検定

第四十四条第一項中「政令」を「厚生労働省令」に改め、同条に次の一項を加える。  
4 実技試験の実施方法は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。

第五節 技能検定

第四十七条第一項中「試験業務」を「この条及び第九十六条の二において「技能検定試験業務」に改め、同項各号及び同条第二項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、同条第三項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、「(明治四十年法律第四十五号)を削り、同条第四項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。  
第五十条の次に次の節名及び一條を加える。

第二節 補則

(職業能力検定に關する基準の整備)

第五十条の二 厚生労働大臣は、職業能力検定(技能検定を除く。以下この条において同じ。)の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に關する基準を定めるものとする。  
第五十一条中「技能検定」を「職業能力検定」に改める。

第九十六条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(登録試験機関等がした処分等に係る審査請求)

第九十六条の二 登録試験機関が行う資格試験業務に係る処分若しくはその不作為、指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為又は指定試験機関が行う技能検定試験業務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この

場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録試験機関、指定登録機関又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第九十七条第二項中「第四十四条第一項」を「第三十条の四のキャリアコンサルタント試験を受けようとする者、第三十条の十九の登録を受けようとする者、第三十条の二十の登録の再交付若しくは訂正を受けようとする者、第四十四条第一項」に改める。

第九十九条の二中「従事した者」の下に「又は第三十条の二十七第二項の規定に違反した者」を加える。

百零四条第四号中「第四十七条第二項」を「第三十条の十三第一項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）又は第四十七条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

百零五条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）の許可を受けずに資格試験業務又は登録事務の全部を廃止したとき。

二 第三十条の十六（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して資格試験業務又は登録事務に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十条の十七第一項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第三十条の二十二第二項の規定によりキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、キャリアコンサルタントの名称を使用したもの。

五 第三十条の二十八の規定に違反した者。

百零五条中「第四十七条第四項」を「第三十条の十五第二項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）又は第四十七条第四項」に改め、違反行為をしたの下に「登録試験機関、指定登録機関又は」を加え、同条の次に次の一条を加える。

百零五条の二 第三十条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第十九条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成二十八年三月一日

三 第三条の規定 第四条中職業安定法第二十六条第三項の改正規定及び同法第三十三条の二の改正規定（昭和四十四年法律第六十四号）を削る部分に限る。、第五条の規定（職業能力開発促進法の目次の改正規定（第十五条の五）を「第十五条の六」に、「第十五条の六」を「第十五条の七」に改める部分に限る。）、同法第三十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九條、第十條の二第二項第一号、第十五条の二第二項第八号及び第十五条の三の改正規定、同法第十五条の七に一項を加える改正規定、同法第十五条の七を同法第十五条の八とし、同法第十五条の六を同法第十五条の七とする改正規定、同法第三章第二節中第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条

の四を第十五条の五とする改正規定、同法第十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十六条第四項の改正規定、同法第二十七条第五項の改正規定（第十五条の六第二項）を「第十五条の七第二項」に改める部分に限る。並びに同法第九十六条の改正規定を除く。並びに附則第五条、第六条及び第九條の規定 平成二十八年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 第一条の規定による改正後の青少年の雇用促進等に関する法律第十二条の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

第四条 第五条の規定による改正後の職業能力開発促進法（次項、次条及び附則第六条において「改正後能開法」という。）第三十条の五第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

2 改正後能開法第三十条の二十四第一項の指定を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にキャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後能開法第三十条の二十八の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

（職業能力開発促進法の一部改正に伴う調整規定）

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における改正後能開法第九十六条の二の規定の適用については、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第七条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

（雇用対策法の一部改正）

第八条 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第九条中「前二条」を「前条」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号（二十二）の次に次のように加える。

（二十二）の二	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十九第一項（キャリアコンサルタントの登録）のキャリアコンサルタントの登録（更新の登録を除く）	登録件数	一件につき九千円
---------	---	------	----------



別表第一第八十一号の次に次のように加える。

八十一の二	キャリアコンサルタントに係る登録試験機関の登録	登録件数	一件につき十五万円
職業能力開発促進法第三十条の五第一項(登録試験機関の登録)の登録			

別表第三の十三の項の第二欄中(昭和四十四年法律第六十四号)を削る。  
 (社会保険労務士法の一部改正)

第十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。  
 二十の二十六 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)

(雇用保険法の一部改正)  
 第十一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。  
 第六十三条第一項第二号中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正)  
 第十二条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
 第十四条第一項第五号中「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に改める。

第二十四条第一項中「第十五条の四、第十五条の六第二項」を「第十五条の五、第十五条の七第二項」に改める。  
 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正)

第十三条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
 附則第五条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第二十号の二十五」を「別表第二十号の二十六」に、「二十の二十六」を「二十の二十七」に改める。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)  
 第十四条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二十四条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第二十一条第一項の改正規定を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)  
 第十五条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。  
 第九条第一項第四号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。  
 第二十一条第一項中「第六十二号まで、第六十五号(職業訓練の実施等)による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)、第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る」、第六十六号から)を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正に伴う調整規定)  
 第十六条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行の日がこの法律の施行の日以前となる場合には、前条のうち厚生労働省設置法第二十一条の改正規定中「第六十五号(職業訓練の実施等)による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)、第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る」、第六十六号」とあるのは「第六十五号」とし、附則第十四条の規定は、適用しない。

(国土交通省設置法の一部改正)  
 第十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
 第十四条第一項第三号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 (政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 財務大臣 麻生 太郎
- 厚生労働大臣 塩崎 恭久
- 国土交通大臣 太田 昭宏

# 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）などが10月から順次施行されます！

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）などが平成27年10月1日から順次施行されます。

## 適切な職業選択の支援、円滑な就職実現などに向けた取組の促進

### 1. 青少年の雇用の促進等に関する法律（勤労青少年福祉法の名称変更・一部改正） ＜若者雇用促進法＞

#### （1）関係者の責務の明確化と相互の連携

事業主、職業紹介事業者、国、地方公共団体など、青少年の雇用における関係者の責務を明確にし、相互に連携を図ります。【平成27年10月1日施行】

#### （2）適切な職業選択のための取組の促進

##### ① 事業主による職場情報の提供の義務化【平成28年3月1日施行】

新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし、応募者等からの求めがあった場合は、次の（ア）～（ウ）の3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務付けます。

- （ア）募集・採用に関する状況
- （イ）労働時間などに関する状況
- （ウ）職業能力の開発・向上に関する状況

##### ② 労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人への不受理【平成28年3月1日施行】

ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申込みを受け付けないことができるようになります。

##### ③ 優良な中小企業の認定制度の創設【平成27年10月1日施行】

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設けます。



### (3) 職業能力の開発・向上及び自立の促進

- ① 国は、地方公共団体などと連携し、青少年に対し、職業訓練の推進、ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及の促進など、必要な措置を講じるように努めます。  
【平成27年10月1日施行】
- ② いわゆるニートなどの青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供や、職業生活における自立支援のための施設（地域若者サポートステーション）の整備などを行います。【平成28年4月1日施行】

## 2. 職業安定法の一部改正

- ハローワークが学校と連携して職業指導などを行う対象に、「中退者」を追加します。  
【平成27年10月1日施行】

## 職業能力の開発・向上の支援（職業能力開発促進法の一部改正）

### (1) ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及・促進

今回の改正により、ジョブ・カード（職務経歴等記録書）を法律上に位置づけます。それに併せて、より皆さまに活用していただけるよう、「ジョブ・カード」の様式を見直し、その普及に努めることとします。【平成27年10月1日施行】

ジョブ・カード制度について、詳しくは

厚生労働省 ジョブ・カード

検索

### (2) キャリアコンサルタントの登録制の導入

職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家としての「キャリアコンサルタント」を国の登録制とし、名称独占（資格取得者のみ名乗ることが許される）や守秘義務を規定して、資質の確保を図ることにより、相談者がより安心してキャリアコンサルタントに相談できることとします。【平成28年4月1日施行】

キャリアコンサルタントについて、詳しくは

厚生労働省 キャリアコンサルタント

検索

### (3) 対人サービス分野などを対象にした技能検定制度の整備

技能検定の実技試験について、検定職種ごとに、実践的な能力評価の実施方法を規定することで、対人サービス分野で働く人に対する技能検定を構築していきます。

【平成28年4月1日施行】

技能検定制度について、詳しくは

厚生労働省 技能検定制度

検索

※この法律の全体については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>

施行期日等における規定の比較表 目次

○ 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）	1
○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）	22
○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）	24

○ 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の各施行期日における規定の比較表

平成二十八年四月一日時点

青少年の雇用の促進等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 青少年雇用対策基本方針（第八条）

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第一節 公共職業安定所による職業指導等（第九条—第十二条）

第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置（第十三条・第十四条）

第三節 基準に適合する事業主の認定等（第十五条—第十九条）

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置（第二十条—第二十五条）

第五章 職業生活における自立促進のための措置（第二十六条—第二十九条）

第六章 雑則（第二十六条—第三十条）

第七章 罰則（第三十一条—第三十五条）

附則

第一章 総則

平成二十八年三月一日時点

青少年の雇用の促進等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 青少年雇用対策基本方針（第八条）

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第一節 公共職業安定所による職業指導等（第九条—第十二条）

第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置（第十三条・第十四条）

第三節 基準に適合する事業主の認定等（第十五条—第十九条）

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置（第二十条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十六条）

第六章 罰則（第三十二条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（傍線は現行の勤労青少年福祉法から平成二十七年十月一日時点での改正、太線は平成二十七年十月一日時点から平成二十八年三月一日時点での改正、波線は平成二十八年三月一日時点から平成二十八年四月一日時点での改正。）

平成二十七年十月一日時点

青少年の雇用の促進等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 青少年雇用対策基本方針（第八条）

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第一節 公共職業安定所による職業指導等（第九条—第十一条）

第二節 基準に適合する事業主の認定等（第十二条—第十六条）

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置（第十七条—第十九条）

第五章 雑則（第二十条—第二十一条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十三条）

附則

第一章 総則

現行の勤労青少年福祉法

勤労青少年福祉法

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等（第六条・第七条）

第三章 福祉の措置（第八条—第十四条）

第四章 福祉施設（第十五条—第十七条）

第五章 雑則（第十八条—第二十一条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、もつて福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 全て青少年は、将来の経済及び社会を担う者であることに鑑み、青少年が、その意欲及び能力に応じて、充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人として健やかに成育するように配慮されるものとする。

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

(事業主等の責務)

第四条 事業主は、青少年について、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善、職業の選択に資する情報の提供並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に發揮することができ

(目的)

第一条 この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、もつて福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 全て青少年は、将来の経済及び社会を担う者であることに鑑み、青少年が、その意欲及び能力に応じて、充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人として健やかに成育するように配慮されるものとする。

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

(事業主等の責務)

第四条 事業主は、青少年について、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善、職業の選択に資する情報の提供並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に發揮することができ

(目的)

第一条 この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、もつて福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 全て青少年は、将来の経済及び社会を担う者であることに鑑み、青少年が、その意欲及び能力に応じて、充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人として健やかに成育するように配慮されるものとする。

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

(事業主等の責務)

第四条 事業主は、青少年について、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に發揮することができ

(目的)

第一条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設定等の措置を計画的に推進し、もつて勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会になう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成育するように配慮されるものとする。

第三条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福祉を増進するように努めなければならない。

2 職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第十四条において同じ。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。第十三条において同じ。）、労働者の募集に関する情報を提供する者を業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならない。

2 職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第十四条において同じ。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。第十三条において同じ。）、労働者の募集に関する情報を提供する者を業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならない。

2 職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。）、労働者の募集に関する情報を提供する者を業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するように努めなければならない。

3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあつては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、地域の实情に応じ、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、地域の实情に応じ、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、地域の实情に応じ、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

2 勤労青少年の日は、七月の第三土曜日とする。  
3 国及び地方公共団体は、勤労青

（国及び地方公共団体の責務）  
第五条 国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）  
第五条 国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）  
第五条 国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

（勤労青少年の日）  
第五条 国は、勤労青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

の他青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)  
第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(指針)  
第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第八条 厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条及び第三十条において「青少年雇用対策基本方針」という。）を定めるものとする。  
2 青少年雇用対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 青少年の職業生活の動向に関する事項
- 二 青少年について適職の選択を

の他青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)  
第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(指針)  
第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第八条 厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条及び第二十七条において「青少年雇用対策基本方針」という。）を定めるものとする。  
2 青少年雇用対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 青少年の職業生活の動向に関する事項
- 二 青少年について適職の選択を

の他青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)  
第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(指針)  
第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第八条 厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条及び第二十四条において「青少年雇用対策基本方針」という。）を定めるものとする。  
2 青少年雇用対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 青少年の職業生活の動向に関する事項
- 二 青少年について適職の選択を

少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

(新設)  
第六条 厚生労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

(新設)  
第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)  
第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等

2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項
- 二 勤労青少年の福祉の増進につ



可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 青少年雇用対策基本方針は、青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、青少年雇用対策基本方針の変更について準用する。

可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 青少年雇用対策基本方針は、青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、青少年雇用対策基本方針の変更について準用する。

可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 青少年雇用対策基本方針は、青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、青少年雇用対策基本方針の変更について準用する。

(削除)

いて講じようとする施策の基本となるべき事項

3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。

(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第七条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参酌して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画(以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。)を策定するように努めなければならない。

2 都道府県勤労青少年福祉事業計画において、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第三章 青少年の適職の選択  
に関する措置

第一節 公共職業安定所による職業指導等

(職業指導等)  
第九条 公共職業安定所は、青少年が適職を選択することを可能とするため、青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業経験がないこと、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(以下「学校」という。)を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第十条 公共職業安定所は、青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、青少年その他関係者に対して、相

第三章 青少年の適職の選択  
に関する措置

第一節 公共職業安定所による職業指導等

(職業指導等)  
第九条 公共職業安定所は、青少年が適職を選択することを可能とするため、青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業経験がないこと、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(以下「学校」という。)を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第十条 公共職業安定所は、青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、青少年その他関係者に対して、相

第三章 青少年の適職の選択  
に関する措置

第一節 公共職業安定所による職業指導等

(職業指導等)  
第九条 公共職業安定所は、青少年が適職を選択することを可能とするため、青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業経験がないこと、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(以下「学校」という。)を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第十条 公共職業安定所は、青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、青少年その他関係者に対して、相

- 3 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるに当たつて必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見を聴くものとする。
- 4 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。
- 5 前条第三項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、前二項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更に於いて準用する。

第三章 福祉の措置

(新設)

(職業指導等)  
第八条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適應した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第九条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対し

談に応じ、及び必要な指導を行うものとする。

(求人不受理)

第十一条 公共職業安定所は、求人が学校(小学校及び幼稚園を除く。)その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者(第十三条及び第十四条において「学校卒業見込者等」という。)であることを条件とした求人(同条において「学校卒業見込者等求人」という。)の申込みをする場合において、その求人がした労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、職業安定法第五条の五の規定にかかわらず、その申込みを受理しないことができる。

談に応じ、及び必要な指導を行うものとする。

(求人不受理)

第十一条 公共職業安定所は、求人が学校(小学校及び幼稚園を除く。)その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者(第十三条及び第十四条において「学校卒業見込者等」という。)であることを条件とした求人(同条において「学校卒業見込者等求人」という。)の申込みをする場合において、その求人がした労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、職業安定法第五条の五の規定にかかわらず、その申込みを受理しないことができる。

談に応じ、及び必要な指導を行うものとする。

(新設)

第十條 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうものとする。

(新設)

第十條 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうものとする。

(国と地方公共団体の連携)

第十二条 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国と地方公共団体の連携)

第十二条 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国と地方公共団体の連携)

第十一条 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(削除)

第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置

第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置

第十三条 (青少年雇用情報の提供)

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集（次項において「学校卒業見込者等募集」という。）を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項（同項及び次条において「青少年雇用情報」という。）を提供するように努めなければならない。

第十三条 (青少年雇用情報の提供)

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集（次項において「学校卒業見込者等募集」という。）を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項（同項及び次条において「青少年雇用情報」という。）を提供するように努めなければならない。

2 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集に当たり、当該学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

2 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集に当たり、当該学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第十四条 求人者は、学校卒業見込者等求人者の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するように努めなければならない。

第十四条 求人者は、学校卒業見込者等求人者の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するように努めなければならない。

2 公共職業安定所又は職業紹介事業者は、学校卒業見込者等求人者の申込み

2 公共職業安定所又は職業紹介事業者は、学校卒業見込者等求人者の申込み

(新設)

(新設)

(新設)

ことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

申込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならぬ。

第三節 基準に適合する事業主の認定等

(基準に適合する事業主の認定)  
第十五条 厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のものに限る。)からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合することができる。旨の認定を行うことができる。

申込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならぬ。

第三節 基準に適合する事業主の認定等

(基準に適合する事業主の認定)  
第十五条 厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のものに限る。)からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合することができる。旨の認定を行うことができる。

第二節 基準に適合する事業主の認定等

(基準に適合する事業主の認定)  
第十二条 厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のものに限る。)からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合することができる。旨の認定を行うことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(表示等)  
第十六条 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十八条において「認定事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。  
2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(表示等)  
第十六条 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十八条において「認定事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。  
2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(表示等)  
第十三条 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十五条において「認定事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。  
2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十七条 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十五条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十五条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十八条 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で認定事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である認定事業主に対して青少年の募集及び採用を担当する者の募集についての相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省

(認定の取消し)

第十七条 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十五条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十五条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十八条 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で認定事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である認定事業主に対して青少年の募集及び採用を担当する者の募集についての相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省

(認定の取消し)

第十四条 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十五条 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で認定事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である認定事業主に対して青少年の募集及び採用を担当する者の募集についての相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省

(新設)

(新設)

令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十八条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第

令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十八条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第

令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第

二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十八条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十八条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

(職業能力の開発及び向上に関する

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置

(職業能力の開発及び向上に関する

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置

(職業能力の開発及び向上に関する

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置

(職業訓練に関する啓もう宣伝等



る啓発活動等

第二十条 国、都道府県及び独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構は、青少年がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、青少年その他関係者に対して、職業能力の開発及び向上に関する啓発活動を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練等の措置)

第二十一条 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るため、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の三に規定するキャリアコンサルタントによる相談の機会の付与、同法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書の普及の促進その他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける青少年に対する配慮)

第二十二条 事業主は、その雇用する青少年が職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法第四条第一項に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるよう配慮をすることが努めなければならない。

る啓発活動等

第二十条 国、都道府県及び独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構は、青少年がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、青少年その他関係者に対して、職業能力の開発及び向上に関する啓発活動を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練等の措置)

第二十一条 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るため、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書の普及の促進その他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける青少年に対する配慮)

第二十二条 事業主は、その雇用する青少年が職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法第四条第一項に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるよう配慮をすることが努めなければならない。

る啓発活動等

第十七条 国、都道府県及び独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構は、青少年がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、青少年その他関係者に対して、職業能力の開発及び向上に関する啓発活動を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練等の措置)

第十八条 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るため、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書の普及の促進その他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける青少年に対する配慮)

第十九条 事業主は、その雇用する青少年が職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法第四条第一項に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるよう配慮をすることが努めなければならない。

る啓発活動等

第十一条 国、都道府県及び独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構は、勤労青少年が職業に必要な技能(これに関する知識を含む。)を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓発を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮)

第十二条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該勤労青少年が職業訓練又は教育を受

めなければならぬ。

第五章

職業生活における自立促進のための措置

第二十三条 国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもして、職業生活に就く青少年であつて、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（次条及び第二十五条において「無業青少年」という。）に對して、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会を、提供し、職業生活に關する整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

第二十四条 地方公共団体は、前条の国の措置と相まって、地域の實情に應じ、無業青少年の職業生活に關する自立を促進するよう努めなければならない。

(新設)

第二十五条 公共職業安定所は、無業青少年に適職を紹介するため必要があるときは、求人者に對して職業経験その他の求人条件について指導するものとする。

(新設)

2} 公共職業安定所は、無業青少年を雇用し、又は雇用しようとする者に對して、配置その他の無業青少年に對する必要な助言その他の援助を行う

めなければならぬ。

なければならぬ。

けるために必要な時間を確保することができるよう配慮を要するよう努めなければならない。

(削除)

第十三条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適應することを容易にするため、事業場ごとに必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者（以下「勤労青少年福祉推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、厚生労働省令で定める。

(削除)

第十四条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成育に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるように努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(削除)

第四章 福祉施設

(削除)

第十五条 地方公共団体は、必要に応じて、勤労青少年ホームを設置するように努めなければならない。

2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的

第六章 雑則

(労働に関する法令に関する知識の付与)

第二十六条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するよう努めなければならない。

(事業主等に対する援助)

第二十七条 国は、青少年の福祉の増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

(報告の徴収並びに助言、指導及

第五章 雑則

(労働に関する法令に関する知識の付与)

第二十三条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するよう努めなければならない。

(事業主等に対する援助)

第二十四条 国は、青少年の福祉の増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

(報告の徴収並びに助言、指導及

(削除)

(削除)

第五章 雑則

(労働に関する法令に関する知識の付与)

第二十条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するよう努めなければならない。

(事業主等に対する援助)

第二十一条 国は、青少年の福祉の増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

(報告の徴収並びに助言、指導及

3) 厚生労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

(勤労青少年ホーム指導員)

16) 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員(以下「勤労青少年ホーム指導員」という。)を置くように努めなければならない。

2) 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、厚生労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

第十七条 削除

第五章 雑則

(新設)

(国の助言等)

第十八条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

第二十八條 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第二十九條 公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

第三十條 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるに就いて必要な調査を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。  
3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(権限の委任)  
第三十一條 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

第二十五條 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第二十六條 公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

第二十七條 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるに就いて必要な調査を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。  
3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(権限の委任)  
第二十八條 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

第二十二條 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要があると認めるときは、事業主及び職業紹介事業者等に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第二十三條 公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

第二十四條 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるに就いて必要な調査を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。  
3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(権限の委任)  
第二十五條 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(新設)  
第二十九條 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるに就いて必要な調査を実施するものとする。

(新設)  
第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。  
3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(新設)  
第三十一條 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

できる。

第三十二条 (厚生労働省令への委任) この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

できる。

第二十九条 (厚生労働省令への委任) この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

できる。

第二十六条 (厚生労働省令への委任) この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

(新設)

第二十条 (船員に関する特例) 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関するは、第四條第二項中「職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四條第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第三十九條」とあるのは「第四十四條第二項」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」とあるのは「国土地交通大臣」と、「職業者等」とあるのは「国土地交通大臣」と、第八條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土地交通大臣」と、同條第四項(同條第六項において準用する場合を含む。)中「厚生労働大臣」とあるのは「国土地交通大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、同條第五項(同條第六項において準用する場合を含む。)

(船員に関する特例)

第三十三条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関するは、第四條第二項中「職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四條第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第三十九條」とあるのは「第四十四條第二項」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」とあるのは「国土地交通大臣」と、「職業者等」とあるのは「国土地交通大臣」と、第八條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土地交通大臣」と、同條第四項(同條第六項において準用する場合を含む。)

(船員に関する特例)

第三十条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関するは、第四條第二項中「職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四條第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第三十九條」とあるのは「第四十四條第二項」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」とあるのは「国土地交通大臣」と、「職業者等」とあるのは「国土地交通大臣」と、第八條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土地交通大臣」と、同條第四項(同條第六項において準用する場合を含む。)

(船員に関する特例)

第二十七条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関するは、第四條第二項中「職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四條第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第三十九條」とあるのは「第四十四條第二項」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」とあるのは「国土地交通大臣」と、「職業者等」とあるのは「国土地交通大臣」と、第八條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土地交通大臣」と、同條第四項(同條第六項において準用する場合を含む。)

中「厚生労働大臣」とあるのは「  
国土交通大臣」と、第九条中「公  
共職業安定所」とあるのは「地方  
運輸局（運輸監理部を含む。以下  
同じ。）」と、第十条中「公共職  
業安定所」とあるのは「地方運輸  
局」と、第十一条中「公共職業安  
定所」とあるのは「地方運輸局」  
と、「厚生労働省令」とあるのは  
「国土交通省令」と、「職業安定  
法第五条の五」とあるのは「船員  
職業安定法第十五条第一項」と、  
第十三条第一項中「厚生労働省令  
」とあるのは「国土交通省令」と  
、第十四条中「公共職業安定所」  
とあるのは「地方運輸局」と、「  
職業紹介事業者」とあるのは「無  
料船員職業紹介事業者」と、第二  
十五條中「公共職業安定所」とあ  
るのは「地方運輸局」と、第二十  
七條中「職業紹介事業者等」とあ  
るのは「無料船員職業紹介事業者  
等」と、第二十八條中「厚生労働  
大臣」とあるのは「国土交通大臣  
」と、「職業紹介事業者等」とあ  
るのは「無料船員職業紹介事業者  
等」と、第二十九條中「公共職業  
安定所」とあるのは「地方運輸局  
」と、第三十條中「厚生労働大臣  
」とあるのは「国土交通大臣」と  
、第三十一條第一項中「厚生労働  
大臣」とあるのは「国土交通大臣  
」と、「厚生労働省令」とあるのは  
「国土交通省令」と、「都道府  
県労働局長」とあるのは「地方運  
輸局長（運輸監理部長を含む。）」  
と、前条中「厚生労働省令」と  
あるのは「国土交通省令」とする

「厚生労働大臣」とあるのは「国  
土交通大臣」と、第九條中「公共  
職業安定所」とあるのは「地方運  
輸局（運輸監理部を含む。以下同  
じ。）」と、第十條中「公共職業  
安定所」とあるのは「地方運輸局  
」と、第十一條中「公共職業安定  
所」とあるのは「地方運輸局」と  
、「厚生労働省令」とあるのは「  
国土交通省令」と、「職業安定法  
第五条の五」とあるのは「船員職  
業安定法第十五條第一項」と、第  
十三條第一項中「厚生労働省令」  
とあるのは「国土交通省令」と、  
第十四條中「公共職業安定所」と  
あるのは「地方運輸局」と、「職  
業紹介事業者」とあるのは「無料  
船員職業紹介事業者」と、第二十  
四條中「職業紹介事業者等」とあ  
るのは「無料船員職業紹介事業者  
等」と、第二十五條中「厚生労働  
大臣」とあるのは「国土交通大臣  
」と、「職業紹介事業者等」とあ  
るのは「無料船員職業紹介事業者  
等」と、第二十六條中「公共職業  
安定所」とあるのは「地方運輸局  
」と、第二十七條中「厚生労働大  
臣」とあるのは「国土交通大臣」  
と、第二十八條第一項中「厚生勞  
働大臣」とあるのは「国土交通大  
臣」と、「厚生労働省令」とある  
のは「国土交通省令」と、「都道  
府県労働局長」とあるのは「地方  
運輸局長（運輸監理部長を含む。）」  
と、前条中「厚生労働省令」と  
あるのは「国土交通省令」とす

中「厚生労働大臣」とあるのは「  
国土交通大臣」と、第九條中「公  
共職業安定所」とあるのは「地方  
運輸局（運輸監理部を含む。次條  
及び第二十三條において同じ。）」  
と、第十條中「公共職業安定所」  
とあるのは「地方運輸局」と、  
第十一條中「職業紹介事業者等」  
とあるのは「無料船員職業紹介  
事業者等」と、第二十二條中「厚  
生労働大臣」とあるのは「国土交  
通大臣」と、「職業紹介事業者等」  
とあるのは「無料船員職業紹介  
事業者等」と、第二十三條中「公  
共職業安定所」とあるのは「地方  
運輸局」と、第二十四條中「厚生  
労働大臣」とあるのは「国土交通  
大臣」と、第二十五條第一項中「  
厚生労働大臣」とあるのは「国土  
交通大臣」と、「厚生労働省令」  
とあるのは「国土交通省令」と、  
「都道府県労働局長」とあるのは  
「地方運輸局長（運輸監理部長を  
含む。）」と、前条中「厚生労働  
省令」とあるのは「国土交通省令  
」とする。

(適用除外)  
第三十四条 第四条第一項、第六条、第七条、第十五条から第十九条まで、第二十二條、第二十七條及び第二十八條の規定は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。

第七章 罰則

第三十五条 第十八条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十八条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 三 第十八条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第二項の規定に違反した者
- 二 第十八条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(適用除外)  
第三十一条 第四条第一項、第六条、第七条、第十五条から第十九条まで、第二十二條、第二十四條及び第二十五条の規定は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。

第六章 罰則

第三十二条 第十八条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十八条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 三 第十八条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十条の規定に違反した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第二項の規定に違反した者
- 二 第十八条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(適用除外)  
第二十八条 第四条第一項、第六条、第七条、第十二条から第十六条まで、第十九條、第二十一條及び第二十二條の規定は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。

第六章 罰則

第二十九条 第十五条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 三 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定に違反した者
- 二 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



三 第十八条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

三 第十八条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十六条 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

三 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

(新設)

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の各施行期日における規定の比較表

（傍線は現行の職業安定法から平成二十七年十月一日時点での改正、太線は平成二十七年十月一日時点から平成二十八年四月一日時点での改正。）

平成二十八年四月一日時点

平成二十七年十月一日時点

現行の職業安定法

（学生生徒等の職業紹介等）

第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）の学生若しくは生徒又は学校を卒業し、又は退学した者（政令で定める者を除く。以下「学生生徒等」という。）の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあつせんするよう努めなければならない。

（略）

③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアアコンサルタントによる相談の機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（学校等の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の二 次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

一・二 （略）  
三 職業能力開発促進法第十五条の七第一項

（学生生徒等の職業紹介等）

第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）の学生若しくは生徒又は学校を卒業し、又は退学した者（政令で定める者を除く。以下「学生生徒等」という。）の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあつせんするよう努めなければならない。

（略）

③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（学校等の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の二 次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

一・二 （略）  
三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律

（学生生徒等の職業紹介等）

第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）の学生若しくは生徒又は学校を卒業した者（政令で定める者を除く。以下「学生生徒等」という。）の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあつせんするよう努めなければならない。

（略）

③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（学校等の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の二 次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

一・二 （略）  
三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律

各号に掲げる施設 当該施設の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

②  
④  
⑧ (略)

第六十四号) 第十五条の七第一項各号に掲げる施設 当該施設の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

②  
④  
⑧ (略)

第六十四号) 第十五条の六第一項各号に掲げる施設 当該施設の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

②  
④  
⑧ (略)

○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の各施行期日における規定の比較表

（傍線は現行の職業能力開発促進法から平成二十七年十月一日時点での改正、太線は平成二十七年十月一日時点から平成二十八年四月一日時点での改正。）

平成二十八年四月一日時点	平成二十七年十月一日時点	現行の職業能力開発促進法
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 職業能力開発計画（第五条―第七條）</p> <p>第三章 職業能力開発の促進</p> <p>第一節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置（第八条―第十四條）</p> <p>第二節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置（第十五條―第十五條の六）</p> <p>第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等（第十五條の七―第二十三條）</p> <p>第四節 事業主等の行う職業訓練の認定等（第二十四條―第二十六條の二）</p> <p>第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六條の三―第二十六條の七）</p> <p>第六節 職業能力開発総合大学校（第二十七條）</p> <p>第七節 職業訓練指導員等（第二十七條の二―第三十條の二）</p> <p>第八節 キャリアコンサルタント（第三十條の三―第三十條の二十九）</p> <p>第四章 職業訓練法人（第三十一条―第四十三條）</p> <p>第五章 職業能力検定</p> <p>第一節 技能検定（第四十四條―第五十條）</p> <p>第二節 補則（第五十條の二・第五十一條）</p> <p>第六章 職業能力開発協会</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 職業能力開発計画（第五条―第七條）</p> <p>第三章 職業能力開発の促進</p> <p>第一節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置（第八条―第十四條）</p> <p>第二節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置（第十五條―第十五條の六）</p> <p>第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等（第十五條の七―第二十三條）</p> <p>第四節 事業主等の行う職業訓練の認定等（第二十四條―第二十六條の二）</p> <p>第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六條の三―第二十六條の七）</p> <p>第六節 職業能力開発総合大学校（第二十七條）</p> <p>第七節 職業訓練指導員等（第二十七條の二―第三十條の二）</p> <p>第四章 職業訓練法人（第三十二條―第四十三條）</p> <p>第五章 技能検定（第四十四條―第五十一條）</p> <p>第六章 職業能力開発協会</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 職業能力開発計画（第五条―第七條）</p> <p>第三章 職業能力開発の促進</p> <p>第一節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置（第八条―第十四條）</p> <p>第二節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置（第十五條―第十五條の五）</p> <p>第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等（第十五條の六―第二十三條）</p> <p>第四節 事業主等の行う職業訓練の認定等（第二十四條―第二十六條の二）</p> <p>第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六條の三―第二十六條の七）</p> <p>第六節 職業能力開発総合大学校（第二十七條）</p> <p>第七節 職業訓練指導員等（第二十七條の二―第三十條の二）</p> <p>第四章 職業訓練法人（第三十一条―第四十三條）</p> <p>第五章 技能検定（第四十四條―第五十一條）</p> <p>第六章 職業能力開発協会</p>

第一節 中央職業能力開発協会（第五十  
二条―第七十八条）  
第二節 都道府県職業能力開発協会（第  
七十九条―第九十条）  
第七章 雑則（第九十一条―第九十九条）  
第八章 罰則（第九十九条の二―第一百八条  
附則

（定義）  
第二条（略）  
2 4（略）

5 この法律において「キャリアコンサルタント  
インテグレーション」とは、労働者の職業の選択、職業  
生活設計又は職業能力の開発及び向上に関  
する相談に応じ、助言及び指導を行うこと  
をいう。

第三条の二（略）  
2 4（略）

5 技能検定その他の職業能力検定は、職業  
能力の評価に係る客観的かつ公正な基準の  
整備及び試験その他の評価方法の充実が図  
られ、並びに職業訓練、職業に関する教育  
訓練及び実務の経験を通じて習得された職  
業に必要な技能及びこれに関する知識につ  
いての評価が適正になされるように行われ  
なければならない。

第三条の三 労働者は、職業生活設計を行い  
、その職業生活設計に即して自発的な職業  
能力の開発及び向上に努めるものとする。

第九条 事業主は、その雇用する労働者に対  
して職業訓練を行う場合には、その労働者  
の業務の遂行の過程内において又は当該業  
務の遂行の過程外において、自ら又は共同  
して行うほか、第十五条の七第三項に規定  
する公共職業能力開発施設その他職業能力  
の開発及び向上について適切と認められる

第一節 中央職業能力開発協会（第五十  
二条―第七十八条）  
第二節 都道府県職業能力開発協会（第  
七十九条―第九十条）  
第七章 雑則（第九十一条―第九十九条）  
第八章 罰則（第九十九条の二―第一百八条  
附則

（定義）  
第二条（略）  
2 4（略）

（新設）

第三条の二（略）  
2 4（略）

5 職業能力検定は、職業能力の評価に係る  
客観的かつ公正な基準の整備及び試験その  
他の評価方法の充実が図られ、並びに職業  
訓練、職業に関する教育訓練及び実務の経  
験を通じて習得された職業に必要な技能及  
びこれに関する知識についての評価が適正  
になされるように行われなければならない。

第三条の三 労働者は、職業生活設計を行い  
、その職業生活設計に即して自発的な職業  
能力の開発及び向上に努めるものとする。

第九条 事業主は、その雇用する労働者に対  
して職業訓練を行う場合には、その労働者  
の業務の遂行の過程内において又は当該業  
務の遂行の過程外において、自ら又は共同  
して行うほか、第十五条の七第三項に規定  
する公共職業能力開発施設その他職業能力  
の開発及び向上について適切と認められる

第一節 中央職業能力開発協会（第五十  
二条―第七十八条）  
第二節 都道府県職業能力開発協会（第  
七十九条―第九十条）  
第七章 雑則（第九十一条―第九十九条）  
第八章 罰則（第九十九条の二―第一百八条  
附則

（定義）  
第二条（略）  
2 4（略）

（新設）

第三条の二（略）  
2 4（略）

5 職業能力検定は、職業能力の評価に係る  
客観的かつ公正な基準の整備及び試験その  
他の評価方法の充実が図られ、並びに職業  
訓練、職業に関する教育訓練及び実務の経  
験を通じて習得された職業に必要な技能及  
びこれに関する知識についての評価が適正  
になされるように行われなければならない。

（新設）

第九条 事業主は、その雇用する労働者に対  
して職業訓練を行う場合には、その労働者  
の業務の遂行の過程内において又は当該業  
務の遂行の過程外において、自ら又は共同  
して行うほか、第十五条の六第三項に規定  
する公共職業能力開発施設その他職業能力  
の開発及び向上について適切と認められる

他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

第十條の二 (略)

2 前項の実習併用職業訓練とは、事業主がその雇用する労働者の業務の遂行の過程内において行う職業訓練と次のいずれかの職業訓練又は教育訓練とを効果的に組み合わせることにより実施するものであつて、これにより習得された技能及びこれに関する知識についての評価を行うものをいう。

一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設により行われる職業訓練

二・三 (略)

3 (略)

第十條の三 事業主は、前三條の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずることにより、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

一 労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、情報の提供、キャリアコンサルティングの機会の確保その他の援助を行うこと。

二 (略)

(事業主その他の関係者に対する援助)  
第十五條の二 国及び都道府県は、事業主等の

の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行うように努

他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

第十條の二 (略)

2 前項の実習併用職業訓練とは、事業主がその雇用する労働者の業務の遂行の過程内において行う職業訓練と次のいずれかの職業訓練又は教育訓練とを効果的に組み合わせることにより実施するものであつて、これにより習得された技能及びこれに関する知識についての評価を行うものをいう。

一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設により行われる職業訓練

二・三 (略)

3 (略)

第十條の三 事業主は、前三條の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずることにより、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

一 労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、情報の提供、相談の機会の確保その他の援助を行うこと。

二 (略)

(事業主その他の関係者に対する援助)  
第十五條の二 国及び都道府県は、事業主等の

の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行うように努

他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

第十條の二 (略)

2 前項の実習併用職業訓練とは、事業主がその雇用する労働者の業務の遂行の過程内において行う職業訓練と次のいずれかの職業訓練又は教育訓練とを効果的に組み合わせることにより実施するものであつて、これにより習得された技能及びこれに関する知識についての評価を行うものをいう。

一 第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設により行われる職業訓練

二・三 (略)

3 (略)

第十條の三 事業主は、前三條の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずることにより、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

一 労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、情報の提供、相談の機会の確保その他の援助を行うこと。

二 (略)

(事業主その他の関係者に対する援助)  
第十五條の二 国及び都道府県は、事業主等の

の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行うように努

めなければならぬ。

一 第十条の三第一号のキャリアコンサル  
ディングに関する講習の実施

二 七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、第十五条  
の七第三項に規定する公共職業能力開発  
施設を使用させる等の便益を提供するこ  
と。

2  
2 4 (略)

(事業主等に対する助成等)

第十五条の三 国は、事業主等の行う職業訓  
練及び職業能力検定の振興を図り、及び労  
働者に対する第十条の四第二項に規定する  
有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が  
自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検  
定を受ける機会を確保するための援助その  
他労働者が第十五条の七第三項に規定する  
公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、  
職業能力検定等を受けることを容易にする  
ための援助等の措置が事業主によつて講ぜ  
られることを奨励するため、事業主等に対  
する助成その他必要な措置を講ずることが  
できる。

(職務経歴等記録書の普及)

第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計  
に即した自発的な職業能力の開発及び向上  
を促進するため、労働者の職務の経歴、職  
業能力その他の労働者の職業能力の開発及  
び向上に関する事項を明らかにする書面(次  
項において「職務経歴等記録書」という  
。)の様式を定め、その普及に努めなけれ  
ばならない。

2 国は、職務経歴等記録書の様式を定める  
に当たつては、青少年の職業生活設計に即  
した自発的な職業能力の開発及び向上が促  
進されるように、その特性にも配慮するも  
のとする。

めなければならぬ。

一 第十条の三第一号の相談に関する講習  
の実施

二 七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、第十五条  
の七第三項に規定する公共職業能力開発  
施設を使用させる等の便益を提供するこ  
と。

2  
2 4 (略)

(事業主等に対する助成等)

第十五条の三 国は、事業主等の行う職業訓  
練及び職業能力検定の振興を図り、及び労  
働者に対する第十条の四第二項に規定する  
有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が  
自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検  
定を受ける機会を確保するための援助その  
他労働者が第十五条の七第三項に規定する  
公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、  
職業能力検定等を受けることを容易にする  
ための援助等の措置が事業主によつて講ぜ  
られることを奨励するため、事業主等に対  
する助成その他必要な措置を講ずることが  
できる。

(職務経歴等記録書の普及)

第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計  
に即した自発的な職業能力の開発及び向上  
を促進するため、労働者の職務の経歴、職  
業能力その他の労働者の職業能力の開発及  
び向上に関する事項を明らかにする書面(次  
項において「職務経歴等記録書」という  
。)の様式を定め、その普及に努めなけれ  
ばならない。

2 国は、職務経歴等記録書の様式を定める  
に当たつては、青少年の職業生活設計に即  
した自発的な職業能力の開発及び向上が促  
進されるように、その特性にも配慮するも  
のとする。

めなければならぬ。

一 第十条の三第一号の相談に関する講習  
の実施

二 七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、第十五条  
の六第三項に規定する公共職業能力開発  
施設を使用させる等の便益を提供するこ  
と。

2  
2 4 (略)

(事業主等に対する助成等)

第十五条の三 国は、事業主等の行う職業訓  
練及び職業能力検定の振興を図り、及び労  
働者に対する第十条の四第二項に規定する  
有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が  
自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検  
定を受ける機会を確保するための援助その  
他労働者が第十五条の六第三項に規定する  
公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、  
職業能力検定等を受けることを容易にする  
ための援助等の措置が事業主によつて講ぜ  
られることを奨励するため、事業主等に対  
する助成その他必要な措置を講ずることが  
できる。

(新設)

(職業能力の開発に関する調査研究等)  
第十五条の五 (略)

(職業に必要な技能に関する広報啓発等)  
第十五条の六 (略)

第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

(国及び都道府県が行う職業訓練等)  
第十五条の七 (略)

2 4 (略)

(職業訓練の実施に関する計画)  
第十五条の八 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

(公共職業能力開発施設)  
第十六条 (略)

2 3 (略)

4 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。

5 (略)

(職業訓練を受ける求職者に対する措置)  
第二十三条 (略)

2 3 (略)

4 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、必要に応じ、キャリアアコンサルタントによる相談の機会の確保その他

(職業能力の開発に関する調査研究等)  
第十五条の五 (略)

(職業に必要な技能に関する広報啓発等)  
第十五条の六 (略)

第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

(国及び都道府県が行う職業訓練等)  
第十五条の七 (略)

2 4 (略)

(職業訓練の実施に関する計画)  
第十五条の八 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

(公共職業能力開発施設)  
第十六条 (略)

2 3 (略)

4 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。

5 (略)

(職業訓練を受ける求職者に対する措置)  
第二十三条 (略)

2 3 (略)

(新設)

(職業能力の開発に関する調査研究等)  
第十五条の四 (略)

(職業に必要な技能に関する広報啓発等)  
第十五条の五 (略)

第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

(国及び都道府県が行う職業訓練等)  
第十五条の六 (略)

2 4 (略)

(職業訓練の実施に関する計画)  
第十五条の七 (略)

(新設)

(公共職業能力開発施設)  
第十六条 (略)

2 3 (略)

4 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。

5 (略)

(職業訓練を受ける求職者に対する措置)  
第二十三条 (略)

2 3 (略)



の援助を行うよう努めなければならない。

第二十七条 (略)

254 (略)

5 第十五条の七第二項及び第四項(第二号を除く。)、第十六条第三項(国が設置する公共職業能力開発施設に係る部分に限る。)、及び第五項並びに第二十三条第三項及び第四項の規定は職業能力開発総合大学校について、第十九条から第二十二条までの規定は職業能力開発総合大学校において行う職業訓練について準用する。この場合において、第十五条の七第二項中「当該各号に規定する職業訓練」とあり、及び同条第四項中「第一項各号に規定する職業訓練」とあるのは、「第二十七条第一項に規定する業務」と、第二十一条第一項及び第二十二條中「公共職業能力開発施設」とあるのは「職業能力開発総合大学校」と、第二十三條第三項及び第四項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは「指導員訓練(第二十七条第一項に規定する指導員訓練をいう。)」又は職業訓練を受ける」と読み替えるものとする。

第八節 キャリアコンサルタント

第三十条の三、第三十条の二十九 (略)

第五章 職業能力検定 第一節 技能検定

(技能検定)

第四十四条 技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種(以下この条において「検定職種」という。)ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しな

第二十七条 (略)

254 (略)

5 第十五条の七第二項及び第四項(第二号を除く。)、第十六条第三項(国が設置する公共職業能力開発施設に係る部分に限る。)、及び第五項並びに第二十三条第三項の規定は職業能力開発総合大学校について、第十九条から第二十二条までの規定は職業能力開発総合大学校において行う職業訓練について準用する。この場合において、第十五条の七第二項中「当該各号に規定する職業訓練」とあり、及び同条第四項中「第一項各号に規定する職業訓練」とあるのは「第二十七条第一項に規定する業務」と、第二十一条第一項及び第二十二條中「公共職業能力開発施設」とあるのは「職業能力開発総合大学校」と、第二十三條第三項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは「指導員訓練(第二十七条第一項に規定する指導員訓練をいう。)」又は職業訓練を受ける」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

第五章 技能検定 (新設)

(技能検定)

第四十四条 技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種(以下この条において「検定職種」という。)ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行う

第二十七条 (略)

254 (略)

5 第十五条の六第二項及び第四項(第二号を除く。)、第十六条第三項(国が設置する公共職業能力開発施設に係る部分に限る。)、及び第五項並びに第二十三条第三項の規定は職業能力開発総合大学校について、第十九条から第二十二条までの規定は職業能力開発総合大学校において行う職業訓練について準用する。この場合において、第十五条の六第二項中「当該各号に規定する職業訓練」とあり、及び同条第四項中「第一項各号に規定する職業訓練」とあるのは「第二十七条第一項に規定する業務」と、第二十一条第一項及び第二十二條中「公共職業能力開発施設」とあるのは「職業能力開発総合大学校」と、第二十三條第三項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは「指導員訓練(第二十七条第一項に規定する指導員訓練をいう。)」又は職業訓練を受ける」と読み替えるものとする。

第五章 技能検定

(技能検定)

第四十四条 技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種(以下この条において「検定職種」という。)ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行う

いで行うことができる。

2 (略)

3 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 実技試験の実施方法は、検定職種ごとに厚生労働省令で定める。

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの（合格の決定に関するものを除く。以下この条及び第九十六条の二において「技能検定試験業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

一 職員、設備、技能検定試験業務の実施の方法その他の事項についての技能検定試験業務の実施に関する計画が、技能検定試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の技能検定試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

2 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、技能検定試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 技能検定試験業務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各

ことができる。

2 (略)

3 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 (新設)

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの（合格の決定に関するものを除く。以下「試験業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

一 職員、設備、試験業務の実施の方法その他の事項についての試験業務の実施に関する計画が、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

2 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 試験業務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各

ことができる。

2 (略)

3 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの（合格の決定に関するものを除く。以下「試験業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

一 職員、設備、試験業務の実施の方法その他の事項についての試験業務の実施に関する計画が、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

2 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 試験業務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各

号のいずれかに該当するときは、その指定  
を取り消し、又は期間を定めて技能検定試  
験業務の全部若しくは一部の停止を命ずる  
ことができる。  
一・二 (略)

## 第二節 補則

(職業能力検定に関する基準の整備)  
第五十条の二 厚生労働大臣は、職業能力検  
定(技能検定を除く。以下この条において

同じ。)の振興を図るため、事業主その他  
の関係者が職業能力検定を適正に実施する  
ために必要な事項に関する基準を定めるも  
のとする。

(厚生労働省令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、職  
業能力検定に関して必要な事項は、厚生労  
働省令で定める。

(雇用保険法との関係)

第九十六条 国による公共職業能力開発施設  
(障害者職業能力開発校を除く。)及び職  
業能力開発総合大学の設置及び運営、第  
十五条の七第一項ただし書に規定する職業  
訓練の実施、技能検定の実施に要する経費  
の負担並びに第十五条の二第一項及び第二  
項(障害者職業能力開発校に係る部分を除  
く。)、第十五条の三、第七十六条及び第  
八十七条第二項の規定による助成等は、雇  
用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)  
第六十三条に規定する能力開発事業として  
行う。

(登録試験機関等がした処分等に係る審査  
請求)

第九十六条の二 登録試験機関が行う資格試  
験業務に係る処分若しくはその不作為、指  
定登録機関が行う登録事務に係る処分若し

号のいずれかに該当するときは、その指定  
を取り消し、又は期間を定めて試験業務の  
全部若しくは一部の停止を命ずることがで  
きる。  
一・二 (略)

(新設)

(新設)

(厚生労働省令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、技  
能検定に関して必要な事項は、厚生労働省  
令で定める。

(雇用保険法との関係)

第九十六条 国による公共職業能力開発施設  
(障害者職業能力開発校を除く。)及び職  
業能力開発総合大学の設置及び運営、第  
十五条の七第一項ただし書に規定する職業  
訓練の実施、技能検定の実施に要する経費  
の負担並びに第十五条の二第一項及び第二  
項(障害者職業能力開発校に係る部分を除  
く。)、第十五条の三、第七十六条及び第  
八十七条第二項の規定による助成等は、雇  
用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)  
第六十三条に規定する能力開発事業として  
行う。

(新設)

号のいずれかに該当するときは、その指定  
を取り消し、又は期間を定めて試験業務の  
全部若しくは一部の停止を命ずることがで  
きる。  
一・二 (略)

(新設)

(新設)

(厚生労働省令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、技  
能検定に関して必要な事項は、厚生労働省  
令で定める。

(雇用保険法との関係)

第九十六条 国による公共職業能力開発施設  
(障害者職業能力開発校を除く。)及び職  
業能力開発総合大学の設置及び運営、第  
十五条の六第一項ただし書に規定する職業  
訓練の実施、技能検定の実施に要する経費  
の負担並びに第十五条の二第一項及び第二  
項(障害者職業能力開発校に係る部分を除  
く。)、第十五条の三、第七十六条及び第  
八十七条第二項の規定による助成等は、雇  
用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)  
第六十三条に規定する能力開発事業として  
行う。

くはその不作為又は指定試験機関が行う技能検定試験業務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録試験機関、指定登録機関又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(手数料)

第九十七条 第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験を受けようとする者、第三十条の十九第一項の登録を受けようとする者、第三十条の二十の登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者、第四十条第一項の技能検定を受けようとする者又は第四十九条の合格証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 (略)

第八章 罰則

第九十九条の二 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、訓練担当者の募集に従事した者又は第三十条の二十七第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)  
四 第三十条の十三第一項（第三十条の二

(手数料)

第九十七条 第四十四条第一項の技能検定を受けようとする者又は第四十九条の合格証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 (略)

第八章 罰則

第九十九条の二 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、訓練担当者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)  
四 第四十七条第二項の規定に違反して秘密

(手数料)

第九十七条 第四十四条第一項の技能検定を受けようとする者又は第四十九条の合格証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 (略)

第八章 罰則

第九十九条の二 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、訓練担当者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)  
四 第四十七条第二項の規定に違反して秘

十六において準用する場合を含む。）又は第四十七条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

を漏らした者  
五 (略)

秘密を漏らした者  
五 (略)

第百条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした

(新設)

登録試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)の許可を受けてないで資格試験業務又は登録事務の全部を廃止したとき。

二 第三十条の十六(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)の規定に違反して資格試験業務又は登録事務に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十条の十七第一項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一(三) (略)

一(三) (略)

四 第三十条の二十二第二項の規定によりキャリアアコンサルタントの名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、キャリアアコンサルタントの名称を使用したもの

五 第三十条の二十八の規定に違反した者

(新設)  
四・五 (略)

第百五条 第三十条の十五第二項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)又は第四十七条第四項の規定による厚生労働大臣の命令に違反した場合による厚生労働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員は、

第百五条 第四十七条第四項の規定による厚生労働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員は、

第百五条 第四十七条第四項の規定による厚生労働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員は、

働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録試験機関、指定登録機関又は指定試験機関の役員は、五十万円以下の過料に処する。

第二百五条の二 第三十条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

五十万円以下の過料に処する。

(新設)

五十万円以下の過料に処する。